

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年10月30日
【事業年度】	第22期（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）
【会社名】	株式会社デリバリーコンサルティング
【英訳名】	Delivery Consulting Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 阪口 琢夫
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号ミッドタウン・タワー
【電話番号】	03-6779-4474
【事務連絡者氏名】	取締役CEO 内藤 秀治郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号ミッドタウン・タワー
【電話番号】	03-6779-4474
【事務連絡者氏名】	取締役CEO 内藤 秀治郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2020年7月	2021年7月	2022年7月	2023年7月	2024年7月
売上高 (千円)	1,509,152	1,790,175	2,131,849	2,190,968	2,703,725
経常利益 (千円)	126,200	266,871	359,472	52,784	210,170
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	114,570	184,503	241,173	28,822	155,328
包括利益 (千円)	114,614	184,508	241,362	28,916	155,439
純資産額 (千円)	171,216	559,825	903,298	933,772	1,066,967
総資産額 (千円)	650,685	1,130,981	1,380,927	1,318,871	1,487,115
1株当たり純資産額 (円)	46.00	123.19	193.27	199.23	223.00
1株当たり当期純利益 (円)	31.35	47.48	51.92	6.17	32.85
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	33.70	44.50	5.38	28.94
自己資本比率 (%)	25.8	49.4	65.3	70.7	71.7
自己資本利益率 (%)	103.4	50.8	33.0	3.1	15.5
株価収益率 (倍)	-	23.86	17.09	76.23	17.35
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	173,530	312,407	230,861	113,240	257,881
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	7,720	9,663	91,851	60,342	31,844
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	85,127	165,236	29,813	45,782	54,249
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	347,935	835,789	1,005,880	786,378	957,828
従業員数 (人)	115	124	139	162	176

- (注) 1. 第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は2021年7月29日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から第19期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 第18期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
4. 従業員数は、就業人員であり、使用人兼務取締役は含んでおりません。なお、平均臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
5. 当社は、2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の期首から適用しており、第20期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2020年7月	2021年7月	2022年7月	2023年7月	2024年7月
売上高 (千円)	1,394,510	1,677,998	2,013,845	2,059,288	2,551,419
経常利益 (千円)	119,075	265,520	357,661	54,721	209,722
当期純利益 (千円)	113,568	183,714	239,418	23,540	154,815
資本金 (千円)	29,025	94,575	145,683	146,462	157,215
発行済株式総数 (株)	52,540	4,534,000	4,667,100	4,680,600	4,831,100
純資産額 (千円)	179,635	567,450	908,978	934,076	1,066,647
総資産額 (千円)	634,919	1,131,871	1,380,453	1,313,450	1,479,660
1株当たり純資産額 (円)	48.31	124.87	194.49	199.29	222.94
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	31.08	47.28	51.54	5.04	32.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	33.55	44.17	4.39	28.84
自己資本比率 (%)	27.8	50.0	65.8	71.0	72.0
自己資本利益率 (%)	94.9	49.5	32.5	2.6	15.5
株価収益率 (倍)	-	23.96	17.21	93.34	17.41
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	95	105	120	142	154
株主総利回り (%)	-	-	78.3	41.5	50.3
(比較指標: 東証グロース市場250指数)	(-)	(-)	(66.2)	(71.6)	(59.7)
最高株価 (円)	-	1,723	1,680	925	1,034
最低株価 (円)	-	1,133	680	430	390

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第18期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は2021年7月29日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から第19期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

3. 第18期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため、記載しておりません。

5. 従業員数は、就業人員であり、使用人兼務取締役は含んでおりません。なお、平均臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

6. 当社は2021年7月29日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、第19期以前の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。また、第20期以降の株主総利回り及び比較指標は、第19期の末日における株価及び株価指数を基準として算出しております。

7. 当社は、2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 株主総利回りの比較指標については、東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、「東証マザーズ指数」から「東証グロース市場250指数」へ変更されております。

9. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、2021年7月29日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

10. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の期首から適用しており、第20期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年 月	概 要
2003年 4月	東京都港区南麻布に株式会社デリバリー（現 当社）（資本金1,000千円）を設立
2005年 8月	株式会社メディアシークに対する第三者割当増資を実施し、同社の連結子会社となる
2005年 8月	本社を東京都港区麻布台に移転
2005年 8月	ベトナム・ホーチミンにDelivery Vietnam Co., Ltd.を設立し、日本向けオフショア開発事業開始
2006年 7月	タイ・バンコクにDelivery Thai Co., Ltd.を設立し、日本向けBPO事業開始
2011年 1月	本社を東京都港区南麻布に移転
2011年12月	福岡オフィスを開設
2013年 6月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の国際標準規格である「ISO27001」の認証を取得
2013年12月	米国のTableau社とアライアンスパートナー（Tableau Alliance Partner Program）契約の締結
2015年 3月	株式会社高速屋と共同出資で株式会社ディーソフトを設立
2015年 4月	米国のTableau社よりアライアンスパートナー（Tableau Alliance Partner Program）に認定
2015年 7月	タイ・チョンブリにDelivery International Thai Co., Ltd.（タイ法人、現連結子会社）を設立し、タイ国内の日系企業向けの情報システム運用支援サービスを提供開始
2015年12月	企業の業務効率化を推進するロボティックオートメーションツール「ipaS」提供開始
2016年 2月	本社を東京都港区高輪に移転
2016年 2月	テクノロジーコンサルティングへの取り組みを内外に明確にするため商号を株式会社デリバリーコンサルティングへ変更
2017年 7月	株式会社ディーソフトの株式を一部譲渡し、同社を子会社から除外
2018年 9月	Delivery Thai Co., Ltd.の全株式を譲渡し、同社を連結子会社から除外
2018年12月	米国のAutomated Insights社が開発した自然言語生成エンジンWordsmith（ワードスミス）の日本国内における販売代理店ライセンス取得
2019年 6月	Delivery Vietnam Co., Ltd.の全株式を譲渡し、同社を連結子会社から除外
2019年11月	ロボティックオートメーションツール「ipaS」の名称を「ipaSロボ」に変更
2020年 7月	株式会社セールスフォース・ドットコムの子会社として認定
2020年 8月	ネットスマイル株式会社とのAIを活用したOCR製品である「AIスキャンロボ®」販売代理店契約の締結
2020年10月	米国のTableau社よりTableau委託先公式サプライヤーに認定
2020年10月	株式会社MeeCapとの業務可視化・分析ソリューション「MeeCap®」販売業務委託契約の締結
2021年 1月	株式会社メディアシークからの派遣役員の異動により、同社の連結子会社から持分法適用関連会社に変更
2021年 3月	ウイングアーク1st株式会社と同社製品導入における協業を推進するEmpowerment Partner契約の締結
2021年 3月	Kore.ai, Japan合同会社とアライアンスパートナー契約の締結
2021年 7月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場へ移行
2022年12月	本社を東京都港区赤坂に移転
2023年 1月	Tableau Cloud Migrationサプライヤーとして、新サービス「Tableau Cloud Migration」を展開
2024年 1月	AI inside株式会社と業務提携

3【事業の内容】

当社グループは、「日本のITサービスを変えるテクノロジーコンサルティング」を経営理念に掲げ、ITコンサルティングとITシステム開発の双方向からクライアント企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）（*1）を支援するデジタルトランスフォーメーション事業を展開しております。デジタルトランスフォーメーション事業の特色は、クライアントのデジタル戦略の推進を強力にサポートするDXパートナーとして、当社が保有する技術知見によってクラウド、AI（人工知能）やRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）（*2）など先端技術を活用し、クライアントのビジネスモデル変革や新たなサービス開発に最適なシステム像を描き、クライアントの企業価値の最大化に貢献できると考えております。



デジタルトランスフォーメーション事業では、デジタルマイグレーション、データストラテジー及びインテリジェントオートメーションの3つのサービス及びソリューションを提供しております。具体的には、DX全般におけるデジタル化の構想やシステム開発を中心に推進する「デジタルマイグレーション」、企業のデータ活用を戦略的に進める「データストラテジー」、現場の業務効率化のためのITツールの導入を進める「インテリジェントオートメーション」という3つのサービス・ソリューションを有しており、そのすべてにテクノロジーコンサルティングの知見を活用しております。

(デジタルマイグレーション)

クライアントのデジタル化推進（デジタルマイグレーション）に必要な開発体制の立ち上げから、クライアントの自立、DX習慣化までを行います。クライアントの構想するデジタル活用の早期実現と、その後の継続的なビジネス拡張について、「構想」、「進行」、「実装」の3つのフェーズにおいてコンサルティングからシステム構築まで提供しております。



デジタルアーキテクト～「構想」

高い専門性と経験を兼ね備えたITプロフェッショナルとして、顧客が直面している様々な経営課題を解決し、ビジネスの変革を実現する柔軟さを持つシステム全体のアーキテクチャを設計します。

ITサービスから個別のシステムまで、クラウド、SaaSなど技術の新旧にとらわれず、最適なテクノロジーを選定し、クライアントのゴール（目標）を達成するシステムの全体像をデザインし、DXの構想づくりを支援しております。

コアテクノロジーの特徴と効果を把握し、システムの実装や顧客接点デジタル化において、拡張性、安定性及び堅牢性の高いシステムとなるよう、全体像をデザインします。

デジタルPMO～「進行」

DXに特化したPMO（プロジェクト・マネジメント・オフィス）サービスとして、クライアントのDXプロジェクト運営を担い、実現を目指します。DXプロジェクトでは、複数のテクノロジーや開発ベンダーが並走する中で、デジタルサービス全体のコンセプトを維持しながら安定的に実装と改善を進めることが必要となります。デジタルPMOは、クライアントと各種開発チームの間に立ち、テクノロジーの特徴を把握した上で、円滑な進行と高度なコミュニケーションを実現し、各開発チームの技術力に合わせた工程を設計し着工を早期化します。また、対象となる技術、作業や環境を標準化し、教育と評価を実施することや、開発体制の構築をプロジェクト計画に組み込むことで、クライアントの目標に合わせた着実な開発内製化の実現を支援しております。情報不足やスキル不足といったDXプロジェクト推進の阻害要因を、技術力と内製化支援で速やかに排除し、クライアントが初期設定したゴール（目標）を達成するためのプロジェクトの進行役となります。

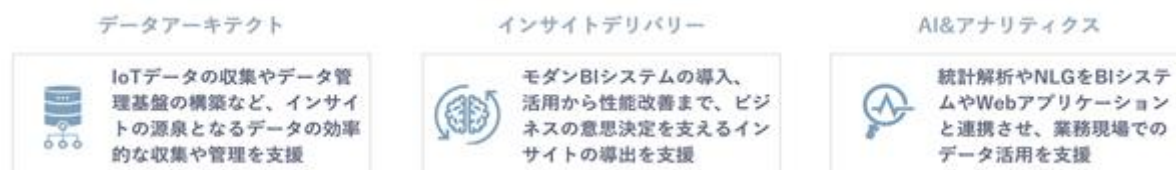
クラウドマイグレーション～「実装」

Salesforce(*3)、AWS(*4)、Tableau(*5)等の主流テクノロジーの活用と、システム開発を組み合わせることで、CX（顧客体験）を向上させるためのデジタル環境の実装を支援しております。

EC（電子商取引）やソーシャルのような顧客接点があり、顧客の行動履歴データから打ち手を算出するBI（ビジネスインテリジェンス）(*6)、AIと各々顧客接点が連動することで、CXの全体最適を実現し、クライアントのデジタルサービスの成長を長期的に支援しております。

(データストラテジー)

データ・テクノロジーを駆使することで、インサイト（クライアントが潜在的に持っているビジネス目標）の抽出から、データのマネタイズ（ビジネス価値創出）まで、企業が保有するデータの有効活用方法をコンサルテーションし、クライアントビジネス変革を包括的に支援しております。



データアーキテクト

クラウド用にデザインされたデータウェアハウスサービスを活用し、クラウドBI化戦略をサポートしております。オンプレミスで構築されたBIシステムを、クラウド環境へ移行することでコストを削減し、性能やデータ容量面における柔軟性を獲得することを可能にします。使われないBIシステムに陥る原因の多くはシステムパフォーマンスが不十分であるためと言われており、具体的には、必要な情報を導き出すための応答性能が悪いことがBIシステム利用の阻害要因となります。パフォーマンス診断によりボトルネックを的確に見極め、合理的に性能を改善していきます。

インサイトデリバリー

事業課題から最適なデータ活用シナリオを定義し、その実現に必要なシステム化構想やBIツールの選定を行っております。また、最適なソフトウェア・サービスの選定、多様なソースからのデータ取得・統合、DWH（データウェアハウス）(*7)やデータマート(*8)の設計・構築、レポートやダッシュボードの設計・開発など、BIシステムの構築に求められるあらゆる工程を支援しております。

AI & アナリティクス

NLG（自動言語生成）などを活用したAI関連ソリューションを、技術検証・業務検証からBIツールやRPAと連携させた上で、導入から運用までトータルで支援しております。

(a) 「Wordsmith」

米国のAutomated Insights社の製品「Wordsmith」の代理店販売及び導入支援業務を行っております。

「Wordsmith」はNLG技術を活用し、グラフや表などのデータから人間が書いたような自然な文章を自動で生成するソリューションです。当社では、日本初の「Wordsmith」の国内販売代理店となっているほか、クライアント企業の活用用途に合わせ、「Wordsmith」の導入支援も行っております。

(b) 「aimS」(AI Merchandizing Service)

「aimS」は、クラウドテクノロジーとAIを活用したソリューションであり、発売から終売までの商品ライフサイクル全体における売り方を最適化し、クライアント企業の売上、利益の増加に貢献するクラウドソリューションです。AIを活用したビッグデータアナリティクスを通じて、需要に合わせた在庫数を算出するほか、売れ残りそうな在庫を検出し、早期にアラートを出すといった機能を備えており、欠品（機会ロス）、余剰在庫、及び業務工数の増加といった課題へのソリューションを提供しております。

(インテリジェントオートメーション)

DXの最初期段階に当たる現場業務のデジタル化により、作業の効率化を支援します。コンサルティング企業として、ITツールの充実した導入支援はもちろん、DXへの拡大ソリューションまで提供します。

セルフRPAツール「ipaSロボ」をベースとした業務自動化ソリューションとコンサルティング会社ならではの業務自動化支援を組み合わせたユニークなサービスを提供しております。



業務自動化支援

RPA導入の成果を最短で創出するための導入計画立案から、0-1を実現する成功体験支援、1-10(成功の量産)を支援する伴走型サポートまで、業務を分析した上で対象業務についてRPAのスク립ト作成を行うといった、コンサルティング会社ならではの実効性のある支援を行います。

ipaSロボ(業務自動化ソリューション)

業務自動化ソリューションipaSロボは、RPA技術を活用し、PCで動作するあらゆるシステムに対し、人が行っていたマウス並びにキーボード操作を記録し、作業を自動化することができる業務自動化ツールです。

従来の業務自動化ツールは操作できるシステムやアプリケーションに制約がある場合が多いですが、当社のipaSロボは高度な画像認識機能により画面上に表示された画像・項目・値を正確に認識しながら操作を自動化するので、画面が表示されるものであればどのようなシステムやアプリケーションでも自由に制御することができます。

また、自動化ツールで最も時間のかかる作業が、操作を記録し編集する作業です。ipaSロボでは複雑な分岐・繰り返し処理を入れる場合でもプログラミング不要で記録・編集できるため、迅速なスク립ト開発を可能としています。

AIスキャンロボ

AIスキャンロボは、ネットスマイル株式会社により提供されている、少量多品種の帳票読取処理に適したAI-OCRサービスです。

AI-OCRとRPAの導入により、帳票をスキャナから纏めて一括スキャンするだけで、所定の単位でPDFファイルが管理されるようになり、紙の運用から開放されます。また、読取データとの突合せ作業が自動化され、不一致のデータのみの手入力となり、データ入力作業の削減が可能になります。新規追加帳票伝票に対する読取項目の設定も現場ご担当者でも簡単に設定ができます。

プロセスマイニング(*9)による業務プロセス最適化

RPAなどの業務自動化ツールを導入する際の大きなリスクの一つは、業務プロセスが十分に可視化されていないために、自動化すべき業務を見過ごすことで効果が限定的に終わってしまうことです。プロセスマイニングは、既に社内を導入されているシステムなどのログデータを活用し、業務プロセスの処理パターン(正常、例外処理、処理頻度、ボトルネック箇所など)を含め可視化し分析を行うものです。無駄なプロセスの発見や、集約可能なプロセスの発見等がプロセスマイニングによって実現するため、RPA導入前に自動化すべき業務プロセスを最適化することが可能になります。

当社ではCelonis(*10)、myInvenio(*11)といったプロセスマイニングツールを活用して業務プロセスの分析・最適化を支援しています。

[用語解説]

(*1)DX (デジタルトランスフォーメーション)

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

(*2)RPA (ロボティック・プロセス・オートメーション)

ソフトウェアロボット (ボット) 又は仮想的労働者と呼ばれる概念に基づく、事業プロセス自動化技術の一種。

(*3)Salesforce

Salesforce社により提供されている顧客管理システム (CRM) や営業支援システム (SFA) を中心としたクラウドコンピューティングサービスの総称。

(*4)AWS

Amazon.com社により提供されているクラウドコンピューティングサービスの総称。

(*5)Tableau

Salesforce社により提供されているデータ分析や可視化に最適なBIツール。

(*6)BI (ビジネスインテリジェンス)

企業などの組織のデータを、収集・蓄積・分析・報告することにより、経営上などの意思決定に役立てる手法や技術の総称。

(*7)DWH (データウェアハウス)

企業の意思決定を支援するために使用される、時系列と目的別に編成・統合された大規模なビジネスデータの集合。

(*8)データマート

データウェアハウスの中から特定の目的に合わせた部分を取り出したもの。

(*9)プロセスマイニング

業務プロセスの処理パターンをイベントログデータの蓄積により可視化し、現状を把握して改善点を特定することで業務の効率化を支援する手法。

(*10)Celonis

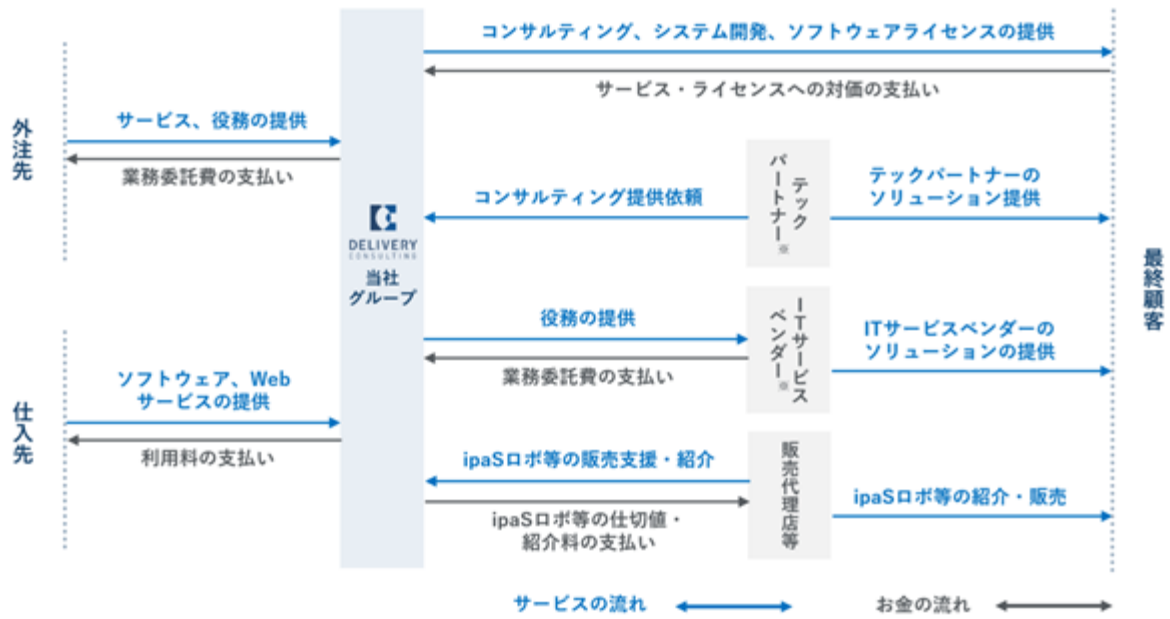
Celonis社が開発したプロセスマイニングツール。

(*11)myInvenio

Cognitive Technology社が開発したプロセスマイニングツール。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図は、以下のとおりです。



※テックパートナー：ソフトウェアやSaaSなどのソリューションベンダー
 ※ITサービスベンダー：ITコンサルティング会社やシステム開発会社など

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の 内容(注)	議決権の所有 割合又は被所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Delivery International Thai Co., Ltd.	タイ王国 チョンブリ県	千タイバーツ 4,000	デジタルトランス フォーメーション 事業	99.98	役員の兼任1名 資金の貸付け 業務委託

(注)「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年7月31日現在

従業員数(人)	176
---------	-----

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満のため記載を省略しております。
2. 当社グループはデジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は省略しております。

(2) 提出会社の状況

2024年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
154	36.5	4.7	6,285

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満のため記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はデジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度		
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1
6.3	50.0	68.4

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. なお、当社グループにおける重要性の観点から提出会社の株式会社デリバリーコンサルティングを開示対象としております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループでは、以下のとおり経営理念を掲げ、全役職員が共有しております。

日本のITサービスを変えるテクノロジーコンサルティング

企業を変革するビジネスパートナー

我々はレガシーと最先端の双方を熟知したITプロフェッショナル集団。システム構築から内製化まで高付加価値サービスを提供し、クライアントのビジネスモデル変革や新規サービス開発を実現します。

時代が求める、時代に先駆けるIT人材を育成

デジタル技術が企業変革を加速する時代。1)世界レベルのテクナレッジによりシステムを最適構築するアーキテクト、2)デジタル変革を成功に導くプロジェクトマネジメント、3)システム内製化を具現するイネーブルメントの3つをコア・コンピタンスとしたITプロフェッショナルを育成します。

健全な企業文化と健全な経営

挑戦・互助・公正を尊重する企業文化を育み、楽しく豊かに働く環境を提供。日本を支えるITサービス産業の一員として正々堂々と経営を行い、社会の発展に貢献します。

当社グループは2003年4月の当社設立当初から、ITコンサルティング力とアウトソーシングを融合し、お客様にとってより付加価値の高いサービスの提供を目指して事業を行ってまいりました。

これまで培ってきたお客様へ確実にサービスをデリバリーしていく能力は、プロジェクトマネジメント力・技術力の向上により安定したものになってきております。

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が2024年6月に発表した「DX動向2024」によると、近年、日本におけるDXへの取組みは着実に進んでおり、生産性向上や業務効率化などについては一定の成果を実感しているものの、新規サービスの創出、ビジネスモデルの変革などイノベーションを伴う取組みについては依然としてハードルが高く、成果が実感できる段階には至っていないのが現状です。

AI、IoT、ビッグデータなどのテクノロジーが成熟していく中で、多くの企業の視点は「テクノロジーを活用した新たな価値創出」に移行しつつあり、これまで以上にテクノロジーを使ってどのようにビジネスを高度化していくかということが重要になってきております。

このような中で当社グループは、「テクノロジーコンサルティング」の強化と、当社グループ発の革新的な製品・サービスをお客様に提供していきたいと考えており、ITコンサルティングとITシステム開発の双方向からクライアント企業のDX推進を支援することを経営方針として事業を展開しております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは持続的な成長を通じた企業価値の向上を目指しており、事業拡大の観点から売上高を重要な経営指標と位置づけ、収益力の強化に邁進してまいります。また、強固な経営基盤及び高利益体質を構築すべく、営業利益及び営業利益率を重要な経営指標と位置づけ、経営の効率化を図ってまいります。

(3) 経営環境及び経営戦略

当社がターゲットとするDX市場は、株式会社富士キメラ総研が2024年3月に発表した「2024 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望 市場編」によると、2022年度には3兆4,838億円だった市場規模が、2030年には8兆350億円の規模にまで拡大すると予測されています（CAGR（年平均成長率）11.0％）。

これは、業界及び社会課題の解決に向け、引き続きDXの重要性は増し、企業のDX投資は増加していくことを示していますが、その投資方針は、既存サービスのデジタル化や生産性向上からイノベーションを伴う新たな価値創出へ移行すると考えられています。

当社グループの持つ技術力やこれまでの実績により培った知見に対する需要は今後も堅調に推移することが期待されます。

How志向からWhat志向のDXへ

作業の生産性向上からデジタル技術による顧客への新たな価値提供という本来の目的に向けたデータ活用や、顧客接点のデジタル化といった当社グループの得意領域へ、DXのフォーカスが移行するものと考えております。

個別適用アプローチの限界から全体最適へ

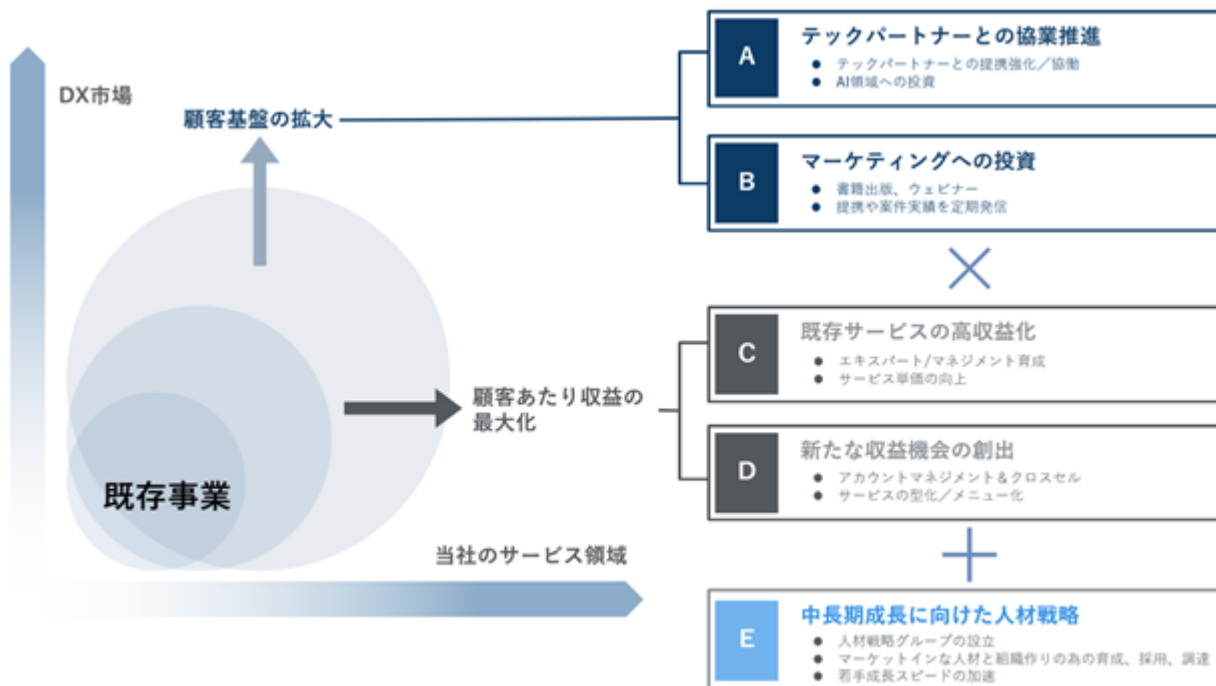
DXの本来の目的に沿った新旧技術の融合・最適運用が求められるようになり、当社グループが創業以来培ってきた、事業の全体像を見通して最適なシステムやビジネスモデルを設計する「アーキテクチャ思考」アプローチが重要になると考えております。

変革を共に推進するパートナーが必要に

AI、生成AIの利活用や、ビジネス判断、経営判断のためのデータ利活用は、高付加価値化、新たな価値創出を実現するための手段としてなくてはならないものです。そのためには、ビジネスに対する理解、変革の推進を補佐するスキル、テクノロジーに対する知見が必要であり、当社が提供するコンサルティングサービスの需要は今後も継続するものと考えております。

このような経営環境の下、当社グループはこれまで培ってきた最新ITソリューション及びクラウドサービスの活用力等を活かして、DXによる新たな価値創出を念頭に、各種テックを統合的な視点から最適運用し、プロジェクトの規模を問わず将来的な拡張性を維持し、活用する中で発生する新たな課題に対して素早く対応することのできるシステムやサービスを提供してまいります。

その実現に向けて、当社グループでは今後の経営戦略上の主要な施策として、(a)テックパートナーとの協業推進と(b)マーケティングへの投資を進め、成長著しいDX市場で顧客基盤を拡大するとともに、(c)既存サービスの高収益化と(d)新たな収益機会の創出により顧客当たり収益を最大化することを掲げて、その実行に努めてまいります。



(a) テックパートナーとの協業推進

DX推進に必要なソフトウェアやクラウドサービスを提供するテックパートナーとは、その顧客に対してソフトウェアやクラウドサービスの活用支援を当社が行うことで協力関係を強固なものにし、継続的な新規顧客開拓を実現します。

ソリューションごとの主要テックパートナー

- ・ ビジュアルによる分析ソリューション：Tableau、ウイングアーク 1 s t
- ・ CRMプラットフォーム：Salesforce
- ・ 大規模言語モデル：AI inside
- ・ ビッグデータ分析プラットフォーム：ThoughtSpot
- ・ エンタープライズプラットフォーム：intra-mart
- ・ データマネジメント：Snowflake、Vertica
- ・ ローコード開発基盤：OutSystems
- ・ クラウドインフラ：Amazon Web Services、Microsoft Azure、Google Cloud Platform

(b) マーケティングへの投資

各種マーケティング施策を企画・実行し、当社のブランド認知を高め、新規顧客との接触機会を増加させることで顧客獲得能力の増強を図ります。

マーケティング施策	期待される効果	概要
書籍出版	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブランド認知向上 ・ 興味喚起 	<p>当社のブランド認知向上や営業ツールとして活用する目的で書籍の出版を行います。以降も継続して書籍の出版を行い、当社が掲げるサービスのコアコンセプトやエッセンスを体系的に整理し、市場への訴求を行ってまいります。</p>
オウンドメディア制作	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブランド認知向上 ・ 技術力アピール 	<p>当社の事業や組織運営、人材開発などに関する認知を向上させることを目的とし、定期的なPR発行を中心とした発信を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーポレートサイト <p>IR情報、事業やサービス、採用情報など、経営情報全般を随時更新しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスサイト <p>当社サービスに関する情報発信に特化したサービスサイトを開設し、クライアント企業のインタビュー記事や事例紹介などを通して、当社の得意領域の周知、優位性の訴求を行います。</p>
ウェビナー	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブランド認知向上 ・ リード獲得 	<p>個別テックやその導入・活用Tipsに関するウェビナーを定期開催しております。ブランド認知向上とともに、新規顧客の獲得を目指します。</p> <p>また、当社の事業と親和性の高いビジネスパートナー、テクノロジーパートナーとのセミナーの実施や、よりインタラクティブなコミュニケーションを目的とした小規模勉強会の実施を通して、ターゲット企業との接点の増加、リードの獲得を目指します。</p>

(c) 既存サービスの高収益化

当社グループのサービス提供実績を積み上げていくことで提案価値を強化するとともに、獲得単価の交渉力を高め、案件ごとの受注金額の向上を図ってまいります。また、サービス工程の標準化やナレッジの共有等により粗利率を改善し、案件ごとの収益向上を図ってまいります。

(d)新たな収益機会の創出

当社グループの対応可能な技術を拡大することで課題解決領域を広げ、新たな収益機会を創出してまいります。大きな需要の獲得や当社サービスの独自性・競争優位性の確保、クロスセル機会の創出といった効果を期待し、ソフトウェアやクラウドサービスを提供する事業者とパートナー契約などを結んでおります。

施策	期待される効果
マーケットリーダー製品の取り扱い	大きな需要の獲得により売上拡大に即効性
新興の技術や製品の取り扱い	将来的な需要増を見込んだ先行投資によって差別化を図る
複数製品による機能の網羅性の拡大	クロスセル機会の創出

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

最先端IT技術への対応

これまでIT業界はIoT、ビッグデータ、AIといった新たな技術により発展を遂げてきました。IT技術の進化は現在も急速に進んでおり、IT技術をどのように活用してクライアント企業のビジネスを高度化していくかということがこれまで以上に重要になってきています。当社グループでは、最先端IT技術の発掘に取り組むとともに、それらに対する理解を深め、活用方法を日々研究しております。また、最先端技術と既存技術との融合も視野に入れることで、これまで不可能とされていた技術への挑戦を行い、より付加価値の高いサービスの提供を目指しております。

新規顧客の開拓と営業体制の強化

当社グループは、事業拡大に向けて、既存顧客への支援継続、及びアップセル、クロスセルの積極的な提案とともに新規顧客の獲得にも積極的に取り組んでまいります。また、顧客ニーズの多様化に対応し、ターゲット市場における認知度の向上及び新規顧客を獲得するため、書籍の出版やセミナーの実施などのマーケティング活動を行い、潜在顧客との接点を増やし効率的な営業活動を展開します。また、営業人員の採用強化や外部パートナーの活用等により、既存顧客との関係強化と新規顧客開拓を同時に進めるための営業体制の強化を図ります。

当社グループ及び当社グループのサービスの認知度向上

当社グループは、最新のIT技術を活用したサービス及び製品を提供しており、事業の拡大に向けて、より多くの方に安心してサービス・製品を利用していただけるよう、当社グループ及び当社グループのサービス・製品の知名度や信頼を向上させることが重要であると認識しております。当社グループは引き続き高品質のサービス・製品の提供を通じて、信頼の獲得に努めるほか、プロモーション活動の強化にも努め、認知度向上を図ってまいります。

優秀な人材確保と組織体制の強化

当社グループは、継続的に事業拡大を行うために、優秀な人材を十分に確保することが課題と考えております。今後は、高い専門性を有した人材を育成することで、市場の変化に耐えうる組織基盤を構築する考えであります。

そのため、新卒採用の強化と経験者の中途採用、及び社内外の研修など教育制度を整備、人事評価制度の改善など、イノベーションを奨励する労働環境の継続的な創出、改善を通して従業員のモチベーションを高め、優秀な人材の確保と定着を促進していく方針であります。

内部管理体制の強化

当社グループでは、企業価値最大化のため、業務の拡大に合わせて内部管理体制を強化することが必要であると認識しております。今後も、財務分析の強化、リスク管理の徹底等、健全な企業経営に必要な体制を強化するよう取り組んでまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

現在、そして将来、デジタル技術が企業変革を加速させる中、当社はお客様のビジネスをテクノロジーで支え、課題を解決し、新しい可能性を実現するために継続的に支援しております。当社の事業の拡大を通じ、企業価値の向上とすべてのステークホルダーの皆様と共に、持続可能な未来を実現するために前進していきます。

当社は、現状ではサステナビリティに係る基本方針を定めておりませんが、サステナビリティに関する課題について、当社が具体的に対処すべき課題を明確にし、その具体的な対処法をリスク管理と収益化の観点を含め、開示できるような取組みを、継続的に検討してまいります。

(1) ガバナンス

当社では、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めておらず、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続等の体制をその他のコーポレート・ガバナンスの体制と区別しておりませんが、当社が置かれている経営環境を踏まえ、サステナビリティに関連するリスク及び機会について、重要性に応じて経営会議で識別・監視し、取締役会に報告を行う体制としております。

詳細は、「第4提出会社の状況 4コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(2) 戦略

当社では、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、サステナビリティ関連の戦略における喫緊の重要性を鑑みた記載はいたしません。

なお、当社における人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針としては、ビジネスとテクノロジーを結びつけ、企業価値向上に貢献する成果を生む人材を育成しつづけるための教育・評価制度を整備することが重要であると認識しております。研修プログラムや、実践(OJT)、評価制度を連動させ、社員全員のモチベーションを維持・向上させながら、テクノロジーやビジネスの知識・能力、パフォーマンスに直結するコンピテンシーを持ったITプロフェッショナルを育成しています。

また、当社において、従業員が働きやすい就業環境を確保するために行っている取組みは以下の通りです。

ダイバーシティ&インクルージョン

多様な働き方を実現するための施策として、コミュニケーションやコラボレーションを促進するオフィス、個人が集中できるリモートワーク、そして最適なロケーションや環境で作業できるレンタルオフィスの活用という3つの選択肢を提供しています。これにより、より効率的かつ生産性の高い働き方を実現しています。

また、従業員全員に平等な機会と、公平な評価を受けられる環境を整え、アップデートを続けています。そして、よりフェアな社会を目指し、性別、国籍、年齢、キャリア、障がい、雇用形態、育児・介護など多様な背景をもつ人材に、これまで以上に活躍いただき、今後はさらにこの多様性を高めていきたいと考えています。

他方で、当社の状況を「性別」にフォーカスして数値的にみると、男女比率は約7:3、管理職に占める女性労働者の割合は6.3%であり、女性従業員数はさることながら、まだまだ上位職の女性従業員が少ない状況です。そこで、今年度より女性活躍推進Task Forceを立上げ、現状と課題を洗い出し、女性従業員全員参加型イベント及びアンケートを実施するなど、女性が生き生き活躍し、また上位職を目指したいと思える組織作りを目指しています。

健康と安全

企業が成長・発展し続けるためには、従業員が健全な状態で、安心して働ける職場環境を整備することが重要です。当社では、安全衛生管理体制をはじめ、過重労働の防止に関する施策として、健康診断及び定期的なストレスチェックを通じたメンタルヘルスケアに加え、専門機関であるメンタルヘルス外部相談窓口を設置し、従業員のメンタルヘルス不調にいち早く気付く環境を整備しています。また、ハラスメント防止対策研修を定期的実施し、全従業員がハラスメントをしない、させない、より安心・安全な職場づくりを目指す取組みも始めました。長時間労働の防止についても、出退勤管理システムやPC稼働ログを活用し、勤務時間のモニタリングを行い、定期的に注意喚起や指導を継続し、ワークライフバランスの充実に取り組んでいます。

人的資源の育成

当社では、新卒や経験の浅い中途採用者の成長促進のために、メンター制度を導入しています。1対1の定期的なミーティングを行い、個人の成長に合わせたサポートを提供しています。また、マネージャー層にもこの制度を拡大し、全社員が月に1度の上司との1対1のミーティングを行うようにしています。SDGsのスローガンである「誰一人取り残さない」職場環境を実現するために、社員一人ひとりの成長を支援しています。

また、テクノロジーコンサルタント育成のコアとして、7つの重要コンピテンシー「DLC Value」を設定しています。「顧客 個人 社会」が相互に成長することを目指し、DLC Valueを通じて、働きがいのある人間らしい仕事を実現し、社会貢献を目指します。

(3) リスク管理

当社では、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、サステナビリティ関連のリスク管理における詳述な記載は省略いたします。なお、今後、リスク管理に係る方針について、必要に応じて検討し、具体的な取り組みを進めていくこととしておりますが、サステナビリティ関連のリスク及び機会について、経営会議において当社に関連するものを識別・評価し、その結果、当社の経営に重要な影響を与える内容について管理するとともに、重要性に応じて、取締役会に報告及び対処を行うようにしております。

現状のリスク管理は、コーポレート・ガバナンスの範疇と体制にて行われており、詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社では、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、サステナビリティ関連の指標及び目標の記載はいたしません。

また、当社グループでは、上記「(2) 戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率、及び労働者の男女の賃金の差異を指標として用いておりますが、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、当該指標に関する目標は定めておりません。

なお、当該指標の実績の詳細は、「第1 企業の概況 5 従業員の状況(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」をご参照ください。

3【事業等のリスク】

当社グループは、リスク管理に関して「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を整備しております。

以下では、当社グループの経営成績及び財政状況等に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクを記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

DX投資の動向の影響について

当社グループの事業は国内市場に依存しており、国内顧客企業のDX投資の動向に影響を受けます。国内外の経済情勢の悪化や景気動向の減速等により、顧客企業のDX投資意欲が減退した場合、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

技術革新への対応について

当社グループの主要な事業領域は、IT技術の進化及びそれに基づく新サービスの導入が頻繁に行われており変化の激しい業界となっております。そのため、継続的に新しい技術要素をITエンジニアに習得させてまいりますが、何らかの理由で技術革新への対応が遅れた場合、当社グループが提供するサービスの競争力が低下する可能性があります。また、予定していない技術要素への投資が必要となった場合、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

競合について

当社グループのデジタルトランスフォーメーション事業は、既存の企業数は多く、高額な投資も不要であり許認可も必要としないことから、新規企業の参入障壁も低い業界であります。当社グループでは、市場環境の変化や同業他社の動向をタイムリーに把握することや特許や商標の出願・登録を積極的に進めるほか、価格だけでなく付加価値で対抗できるブランディングを図っておりますが、今後、同業他社による新商品や新サービスの出現等によって価格競争が激化する結果、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

パンデミック発生等によるリスクについて

新型コロナウイルス感染症の「5類」感染症への移行により経済活動への影響は低減したものの、今後感染による重症化及び感染の長期化をもたらす変異株が発生した場合や、新たな感染症が発生した場合は、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、テレワークの部分的導入など就業場所に依存しない勤務形態を採用し、それを支えるICTインフラの整備を進めてまいりました。それにより当社の役職員が感染した場合においても、持続的な企業活動を維持できる社内体制の構築が完了しております。

自然災害等の発生について

当社グループでは、大規模な地震や台風等の自然災害に備えてテレワークの導入や事業継続計画（BCP）の策定による事業の復旧や継続を速やかに遂行する体制を構築しておりますが、自然災害の規模によっては事業活動が停止あるいは著しく制約される可能性があり、その内容によっては、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業運営に関するリスク

優秀な人材の確保及び育成について

当社グループが事業拡大を進めていくためには、優秀な人材の確保、育成及び定着が最重要課題であると認識しております。当社グループでは、将来に向けた積極的な採用活動、人事評価制度の改善や研修の実施等の施策を通じ、新入社員及び中途入社社員の育成、定着に取り組んでいます。当社グループでは今後もこれらの施策を継続していく予定ではありますが、必要な人材が十分に確保・育成できなかった場合や、採用後の人材流出が進んだ場合には、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

協力会社の活用について

当社グループでは、必要に応じてシステムの設計、構築等について協力会社等に外注しております。現状では、協力会社と長期的かつ安定的な取引関係を保ち、エンジニアの確保に注力しておりますが、協力会社において技術力及び技術者数が確保できない場合及び外注コストが高騰した場合には、サービスの円滑な提供及び積極的な受注活動が阻害され、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

不採算案件の発生について

当社グループでは、業務管理部門、品質管理部門は各プロジェクトの品質、コスト及び納期等の状況を見極め、異常を検知・予測し、早期に対策を講じて不採算案件の発生防止に努めております。しかしながら、このような取り組みにもかかわらず障害が防止できない場合、追加費用が発生して採算が悪化し、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

特定の仕入先への依存について

当社グループは、株式会社PKSHA Associatesと販売パートナー契約を締結し、当社グループの商品である「ipaSロボ」に不可欠であるRPAエンジンの仕入を行っております。当社グループでは、同社との良好な取引関係の構築に引き続き取り組むとともに、取引基本契約を締結し、必要量を安定的に確保できる体制を整えておりますが、同社の事業方針の変更等により、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

特定の販売先への依存について

当社グループの売上高のうちトランス・コスモス株式会社に対する当連結会計年度の売上が24.9%（前連結会計年度は20.8%）を占めております。当社グループと同社は良好な取引関係を維持しており、今後も継続的な取引を見込んでおりますが、同社の事業方針の変更等により、取引関係の解消又は取引条件の大幅な変更等があった場合には、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

新規事業について

当社グループでは、企業価値の継続的な向上を目指し、事業規模の拡大と収益基盤を多様化するために、新規事業への取り組みを進めていく方針ですが、新規事業が安定して収益を生み出すまでには一定の時間を要することが予想され、当社グループ全体の利益率を低下させる可能性があります。また、新規事業が当社グループの目論見どおり推移せず、新規事業への投資に対し十分な回収を行うことができなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

Salesforce社との取り組みについて

当社グループは、米国のSalesforce社（旧Tableau社）より2013年12月にアライアンスパートナー（Tableau Alliance Partner Program）に認定され、同社製品の導入支援を顧客企業に対し行ってまいりました。また、2020年10月にはTableau委託先公式サプライヤーに認定されたことで、同社のプロフェッショナルサービスの一員として同社の顧客に対してサービスを提供しております。このような活動の中で、日本市場における同社の顧客への高品質な技術提供をより強力に推進するとともに、企業のDX推進に向けた様々なサービスを提供しております。今後もTableauに関する技術の研鑽を行い、Tableau関連のサービスの品質を高く維持することで同社と良好な取引関係を継続することや、同社以外のテックパートナーの開拓による同社に依存しない収益構造の構築に努めてまいりますが、仮に新規テックパートナーの開拓が進まないなか、同社の事業方針の変更等により、取引関係の解消又は取引条件の大幅な変更がなされた場合や、Tableauの競争力が低下し、市場規模が縮小した場合には、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

代表者依存度について

創業以来、代表取締役を務めている阪口琢夫は、当社グループの経営方針や事業戦略構築等において重要な役割を果たしております。当社グループは、事業拡大に伴い代表者に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、現状においては何らかの理由により代表者が退任するような事態が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) コンプライアンスに関するリスク

内部管理体制について

当社グループは、今後も事業を拡大していくためには、内部管理体制を強化する必要があると認識しております。今後の事業展開に応じて、採用・能力開発等によって内部管理体制の充実を図ってまいりますが、当初計画を超えて事業が成長し体制構築が追い付かない場合や、新たな人材の採用及び育成が順調に進まなかった場合、急な欠員等が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

情報セキュリティについて

当社グループは業務遂行の一環として、個人情報や機密情報を取り扱うことがあります。当社グループではISMS認証を取得しており、情報管理に取り組んでおります。しかしながら、これらの情報について、サイバー攻撃等による情報セキュリティ事故が発生した場合、当社グループの社会的信用やブランドイメージの低下、発生した損害に対する賠償金の支払い等により、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

係争や訴訟について

本書提出日現在において当社グループの業績に重要な影響を及ぼす係争や訴訟は提起されておりませんが、取引先とのトラブルの発生等、何らかの問題が生じた場合には係争や訴訟に発展する可能性があり、その内容及び結果によっては、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスク

借入金について

当社グループは必要に応じて資金を金融機関からの借入金により調達しております。当社グループの業績や財政状態の悪化、風説、風評の流布等が発生した場合、あるいは金融不安等が発生した場合には、必要な資金を合理的な条件で確保できず資金繰りが困難になる可能性があります。また、今後の金利動向に著しい変化が生じた場合には支払利息の増加等により、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、当社グループの取締役及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。本書提出日の前月末日現在の新株予約権による潜在株式総数は715,600株であり、発行済株式総数4,832,200株の14.8%に相当します。これらの新株予約権が行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

投資リスクについて

当社グループでは、企業価値の継続的な向上を目指し、必要に応じて企業買収等の投資を実施することがあります。買収企業や出資先の業績が計画どおりに伸長せず、投資した金額が回収できない場合や追加の費用が発生した場合等において、減損等の損失が発生する可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の分析

当連結会計年度における我が国経済は、社会・経済活動がコロナ禍から正常化に向かうとともに、雇用・所得環境が改善するなかで各種政策の効果もあって緩やかな回復基調で推移しました。また、日経平均株価は史上最高値を更新するなどの前向きな現象もみられました。一方で、エネルギー料金を中心とした国内物価の上昇、外国為替相場における円安の進行、国際情勢等、国内外の経済見通しについては依然として不透明な状況が続いています。

このような状況のなか、当社グループのデジタルトランスフォーメーション事業は、クライアントのデジタルプラットフォーム構築のハブとなるDXパートナーとして、高い技術知見によってクラウド、AI（人工知能）やRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）など先端技術を活用し、クライアントのビジネスモデル変革や新たなサービス開発に最適なシステム像を描き、クライアントの企業価値の最大化に貢献してまいりました。当社グループにおける状況としまして、売上については案件獲得量を増やすべくパートナーシップの強化を進めている中、第4四半期連結会計期間においては大型案件の終了等により売上高が一時的に減少したものの、年間を通じて案件の獲得量を伸ばすことができしております。利益については高付加価値案件の獲得により単価が向上し、前連結会計年度に比べて大きく改善いたしました。また、成長に向けた先行投資として人材の採用及び教育施策の強化を推進しており、新卒採用も含めた全体の採用はおおむね計画どおりに進んでおります。

その結果、当連結会計年度における経営成績については、売上高は2,703,725千円（前年同期比23.4%増）、営業利益は211,779千円（前年同期比304.6%増）、経常利益は210,170千円（前年同期比298.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は155,328千円（前年同期比438.9%増）となりました。

なお、当社グループの報告セグメントはデジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。また、当社グループのリソースを集中し効率的に事業の推進を図るため、第1四半期連結会計期間の期首に事業部門の再編を行い、事業部門を統一しています。事業部門の統一により従来の事業部門別の売上実績の集計が困難となったため、第1四半期連結会計期間から事業部門別の売上実績の記載を行っておりません。

財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は1,302,298千円となり、前連結会計年度末に比べ154,869千円増加いたしました。これは主に、その他に含まれる未収還付法人税等が43,391千円減少したものの、現金及び預金が171,449千円、売掛金及び契約資産が21,335千円増加したことによるものであります。固定資産は184,817千円となり、前連結会計年度末に比べ13,373千円増加いたしました。これは主に、有形固定資産に含まれる建物が5,049千円減少した一方、業務基幹システム導入により無形固定資産のその他に含まれるソフトウェアが13,049千円、投資その他の資産に含まれる繰延税金資産が4,697千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は1,487,115千円となり、前連結会計年度末に比べ168,243千円増加いたしました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は373,990千円となり、前連結会計年度末に比べ57,295千円増加いたしました。これは主に、未払金が45,920千円減少した一方、未払法人税等が65,028千円、未払消費税等が50,724千円増加したことによるものであります。固定負債は46,157千円となり、前連結会計年度末に比べ22,247千円減少いたしました。これは主に、長期借入金が22,444千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は420,147千円となり、前連結会計年度末に比べ35,048千円増加いたしました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は1,066,967千円となり、前連結会計年度末に比べ133,195千円増加いたしました。これは主に、自己株式の取得により43,750千円減少した一方、親会社株主に帰属する当期純利益を155,328千円計上したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ171,449千円増加し、957,828千円となりました。

また、当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、257,881千円の収入(前年同期は113,240千円の支出)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益を210,170千円計上したほか、未払消費税等が50,600千円増加したことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、31,844千円の支出(前年同期比47.2%減)となりました。これは、有形固定資産の取得により15,861千円、無形固定資産の取得により15,983千円を支出したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、54,249千円の支出(前年同期比18.5%増)となりました。これは主に、株式の発行による収入17,065千円があった一方、自己株式の取得により43,870千円、長期借入金の返済により27,444千円を支出したことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社グループは、デジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントであるため、受注及び販売の実績については、セグメント情報に代えて事業部門ごとに記載しております。

a. 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社グループは、デジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の受注実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)			
	受注高(千円)	前連結会計年度比 (%)	受注残高(千円)	前連結会計年度比 (%)
デジタルトランスフォーメーション事業	2,786,695	130.1	332,359	133.3

c. 販売実績

当社グループは、デジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	
	販売高(千円)	前連結会計年度比(%)
デジタルトランスフォーメーション事業	2,703,725	123.4

(注) 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)		当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
トランス・コスモス株式会社	455,122	20.8	673,064	24.9
株式会社Joblab	321,403	14.7	64,809	2.4

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりです。なお、当社グループの経営成績等に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおり認識しており、これらのリスクについては発生の回避及び発生した場合の対応に努めてまいります。

(売上高)

当社グループでは、持続的な成長を通じた企業価値向上を目指しており、事業拡大の観点から売上高を重要な経営指標と位置づけ、収益力の強化に取り組んでおります。

当連結会計年度は、第4 四半期連結会計期間において大型案件の終了等により売上高が一時的に減少したものの、年間を通じて案件の獲得量を伸ばすことができました。この結果、当連結会計年度における売上高は2,703,725千円（前期比23.4%増）となりました。当該売上高は、当連結会計年度における売上高目標である2,767,592千円を若干下回り、達成率97.7%での着地となりました。

(売上総利益)

当連結会計年度における売上原価は1,866,502千円（前期比16.4%増）でしたが、高付加価値案件の獲得により単価が向上したため、売上総利益率は前連結会計年度に比べて改善し、31.0%（前期は26.8%）となりました。

この結果、売上総利益は837,223千円（前期比42.5%増）となりました。

(営業利益)

当社グループは、強固な経営基盤及び高利益率体質を構築すべく、営業利益及び営業利益率を重要な経営指標と位置づけ、経営の効率化に努めております。

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、主に成長に向けた先行投資として新卒採用を含む人材の採用及び教育施策の強化を推進したことなどから、625,443千円（前期比16.8%増）となりました。

この結果、営業利益は211,779千円（前期比304.6%増）となり、営業利益率は7.8%（前期は2.4%）となりました。また、当該営業利益は、当連結会計年度における利益目標である237,704千円に対し、達成率89.0%での着地となりました。

(経常利益)

当連結会計年度において、営業外収益は受取利息や為替差益等の計上により1,490千円（前期比1.0%増）となりました。一方、営業外費用は和解金や支払利息等の計上により3,099千円（前期比201.4%増）となりました。

この結果、経常利益は210,170千円（前期比298.2%増）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度において、特別利益及び特別損失の計上はありませんでした。また、法人税、住民税及び事業税を59,539千円、法人税等調整額を 4,697千円計上しております。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は155,328千円（前期比438.9%増）となりました。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローにつきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループでは、事業規模の拡大を進めるために、最先端IT技術の発掘や各種IT技術を活用した製品開発及びサービスの向上に取り組んでおります。これらの資金需要は、主として人件費や外注費であり、昨年の当社上場時の公募調達資金、手元資金及び営業キャッシュ・フローで補っておりますが、必要に応じて銀行借入れ等の有利子負債による調達を実施します。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されており、その作成過程においては経営者による会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定を含んでおります。これらの見積り及び仮定は、過去の実績及び決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいておりますが、その性質上、将来においてこれらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

(繰延税金資産)

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることを見込んでおり、その結果回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減少又は増加し、この結果、税金費用が増減する可能性があります。

なお、重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

経営戦略の現状と見通し

当社はサービス提供及びアプリケーション提供の双方向からクライアント企業のデジタルトランスフォーメーションを支援することを経営方針として事業を展開しております。

引き続き、クラウド、IoTデバイスまで、幅広いシステムアーキテクチャにおけるシステム開発・実装経験を有するコンサルティングサービスを提供するほか、AIや自動言語処理、アナリティクスなどの各種IT技術をマイクロサービスと組み合わせた独自のアプリケーションの企画・開発に取り組んでまいります。

経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループの経営者は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社グループが今後さらなる成長を遂げるためには、さまざまな課題に対処することが必要であると認識しております。

それらの課題に対応するために、経営者は常に事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、最先端IT技術の発掘及び次世代商品開発による競合との差別化を推進し、さらなる事業拡大を図ってまいります。

5【経営上の重要な契約等】

相手方の名称	国名	契約の名称	契約締結日	契約内容	契約期間
Tableau Software, Inc. (現: Salesforce, Inc.)	米国	Tableau Alliance Partner Program Agreement	2013年 12月16日	BI及び分析ソフトウ エア (Tableau) のア ライアンスパート ナー契約	2013年12月16日か ら2014年12月15日 まで以後1年ごと の自動更新
株式会社PKSHA Associates	日本	販売パートナー契約	2015年 5月4日	RPAエンジン (ipaSロ ボライセンス) の購 入契約	2015年5月4日か ら2016年5月3日 まで以後1年ごと の自動更新
株式会社セールスフォース・ ジャパン	日本	グローバルサービス 契約書	2020年 9月11日	Tableau professional serviceに関するサブ ライヤー契約	2020年9月11日か ら2021年9月10日 まで以後1年ごと の自動更新

6【研究開発活動】

当連結会計年度における研究開発費の総額は775千円となっております。

当社グループは、最先端のIT技術を活用したサービスの提供及び製品の開発等を通じてクライアント企業のビジネスの効率化等を支援しております。IT技術の進化は早く、当社グループが更なる成長を図るためには、最先端テクノロジーの発掘及び最先端技術と既存技術との融合が不可欠と考えており、今後当社グループで取り扱うべき技術に関する広範囲な調査と、そこで選定した個別技術に関する研究、その技術を活用したサービスの開発を行っております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、30,485千円です。その主なものは、基幹システム13,391千円並びに受託開発・運用保守業務やコンサルティング業務のためのITハードウェア機器の取得11,057千円であります。

なお、当社グループはデジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しています。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2024年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び 備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	ソフトウェア 仮勘定 (千円)	合計 (千円)	
東京本社 (東京都港区)	開発及び業務運営 用設備	48,225	28,985	13,052	2,016	92,279	141
福岡オフィス (福岡県福岡市中央区)	開発及び業務運営 用設備	-	-	-	-	-	13

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 本社事務所は賃借しております。年間賃借料(共益費を含む)は、69,738千円であります。

3. 当社は、デジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

(2) 在外子会社

2024年7月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具及び 備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)	
Delivery Internationa l Thai Co., Ltd.	本社 (タイ王国 チョンブリ県)	開発及び業務 運営用設備	0	1,085	0	1,085	22

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 当社グループは、デジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,500,000
計	17,500,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年7月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年10月30日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	4,831,100	4,832,200	東京証券取引所 (グロース市場)	単元株式数 100株
計	4,831,100	4,832,200	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2024年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第5回新株予約権（ストックオプション）
決議年月日	2018年2月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の数（個）	5,160（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 516,000（注）2、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100（注）3、7
新株予約権の行使期間	自 2018年2月5日 至 2028年2月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 103 資本組入額 52（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2024年7月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年9月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1．本新株予約権は、新株予約権1個につき250円で有償発行しております。

- 2．本新株予約権1個につき目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

- 3．本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）に行使株式数を乗じた金額とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

- 4．本新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとします。
 - (a)行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - (b)本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (c)本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき
 - (d)本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上、判断するものとします。）
 - (2)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
 - (3)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。
5. 本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとします。
6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定します。
 - (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5)新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6)新株予約権の行使の条件
上記（注）4に準じて決定します。
 - (7)増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (8)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

(9)新株予約権の取得事由

- (a)新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
 - (b)新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
7. 2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第6回新株予約権（ストックオプション）
決議年月日	2018年2月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 17
新株予約権の数（個）	842 [832]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 84,200 [83,200]（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100（注）2、6
新株予約権の行使期間	自 2020年2月6日 至 2028年1月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100 資本組入額 50（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2024年7月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1．本新株予約権1個につき目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

- 2．本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）に行使株式数を乗じた金額とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 本新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならないものとします。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
- (2)当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていることを要するものとします。
- (3)新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとします。

4. 本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとします。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定します。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6)新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定します。

(7)増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

(8)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

(9)新株予約権の取得事由

(a)新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

(b)新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

6. 2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 付与対象者の退職等による権利の喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員10名となっております。

	第7回新株予約権（ストックオプション）
決議年月日	2018年2月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社取締役 1 子会社従業員 2
新株予約権の数（個）	40（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 4,000（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100（注）2、6
新株予約権の行使期間	自 2020年2月6日 至 2028年1月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100 資本組入額 50（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2024年7月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年9月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- （注）1．本新株予約権1個につき目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

- 2．本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）に行使株式数を乗じた金額とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 本新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならないものとします。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
- (2)当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていることを要するものとします。
- (3)新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとします。

4. 本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとします。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定します。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6)新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定します。

(7)増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

(8)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

(9)新株予約権の取得事由

- (a)新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

- (b)新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

6. 2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第8回新株予約権（ストックオプション）
決議年月日	2019年6月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 63
新株予約権の数（個）	674 [667]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 67,400 [66,700]（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	130（注）2、6
新株予約権の行使期間	自 2021年6月15日 至 2029年6月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 130 資本組入額 65（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2024年7月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1．本新株予約権1個につき目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

- 2．本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）に行使株式数を乗じた金額とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 本新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならないものとします。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(2)当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていることを要するものとします。

(3)新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとします。

4. 本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとします。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定します。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6)新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定します。

(7)増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

(8)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

(9)新株予約権の取得事由

(a)新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

(b)新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

6. 2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 付与対象者の取締役就任、権利の行使及び従業員の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員32名となっております。

	第9回新株予約権（ストックオプション）
決議年月日	2021年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社従業員 43
新株予約権の数（個）	458 [457]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 45,800 [45,700]（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	350（注）2、6
新株予約権の行使期間	自 2023年4月1日 至 2031年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 350 資本組入額 175（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2024年7月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）に行使株式数を乗じた金額とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 本新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならないものとします。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (2)当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていることを要するものとします。
 - (3)新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとします。
- ### 4. 本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとします。
- ### 5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定します。
 - (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5)新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6)新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定します。
 - (7)増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (8)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
 - (9)新株予約権の取得事由
 - (a)新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
 - (b)新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
- ### 6. 2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- ### 7. 付与対象者の取締役就任、権利の行使及び従業員の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員28名となっております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年3月12日 (注)1	8,700	43,840	-	29,025	-	28,025
2021年4月2日 (注)2	4,340,160	4,384,000	-	29,025	-	28,025
2021年7月28日 (注)3	150,000	4,534,000	65,550	94,575	65,550	93,575
2021年8月1日～ 2021年8月31日 (注)4	400	4,534,400	26	94,601	26	93,601
2021年8月31日 (注)5	114,600	4,649,000	50,080	144,681	50,080	143,681
2021年9月1日～ 2022年7月31日 (注)4	18,100	4,667,100	1,002	145,683	1,002	144,683
2022年8月1日～ 2023年7月31日 (注)4	13,500	4,680,600	778	146,462	778	145,462
2023年11月16日 (注)6	10,400	4,691,000	2,220	148,682	2,220	147,682
2023年11月27日～ 2024年7月31日 (注)4	140,100	4,831,100	8,532	157,215	8,532	156,215

(注)1. 自己株式8,700株の消却による減少であります。

2. 株式分割(1:100)によるものであります。

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 950円

引受価額 874円

資本組入額 437円

払込金総額 131,100千円

4. 新株予約権の行使による増加であります。

5. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 874円

資本組入額 437円

割当先 S M B C 日興証券(株)

6. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。

発行価格 427円

資本組入額 214円

割当先 当社取締役(社外取締役を除く)4名

7. 2024年8月1日から2024年9月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,100株、資本金及び資本準備金がそれぞれ67千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2024年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	16	13	16	11	1,437	1,494	-
所有株式数(単元)	-	117	2,758	18,349	1,484	73	25,513	48,294	1,700
所有株式数の割合(%)	-	0.24	5.71	37.99	3.07	0.15	52.83	100	-

(注) 自己株式52,376株は、「個人その他」に523単元、「単元未満株式の状況」に76株含まれております。なお、株主名簿上の自己株式数と実質的に当社が所有する自己株式数とは同一です。

(6) 【大株主の状況】

2024年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
阪口 琢夫	東京都文京区	1,523	31.87
株式会社メディアシーク	東京都港区白金1-27-6	869	18.19
M F アセット株式会社	東京都文京区湯島2-23-8	520	10.88
トランス・コスモス株式会社	東京都渋谷区東1-2-20	361	7.57
J P モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	91	1.92
日本リビング保証株式会社	東京都新宿区西新宿4-33-4	80	1.67
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	71	1.50
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASH P B) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1-13-1)	51	1.08
平井 美穂子	東京都渋谷区	50	1.05
木村 卓司	東京都豊島区	44	0.94
計	-	3,664	76.68

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 52,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,777,100	47,771	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,700	-	-
発行済株式総数	4,831,100	-	-
総株主の議決権	-	47,771	-

(注)「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式76株が含まれております。

【自己株式等】

2024年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社デリバリーコンサルティング	東京都港区赤坂九丁目7番1号ミッドタウン・タワー	52,300	-	52,300	1.08
計	-	52,300	-	52,300	1.08

(注)上記のほか、単元未満株式76株を保有しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定にもとづく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2024年3月28日)での決議状況 (取得期間 2024年3月29日)	60,000	52,500,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	50,000	43,750,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	10,000	8,750,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	16.7	16.7
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	16.7	16.7

(注) 東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による取得であります。なお、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けは、2024年3月29日をもって終了しました。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	2,300	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当事業年度における取得自己株式は、譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	52,376	-	52,376	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、将来的には、内部留保とのバランスを考慮して安定した配当を実施していくことを基本方針としております。しかしながら、現在、当社は事業も成長段階にあることから、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このため、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であり、当事業年度においても配当を実施せず、内部留保の確保を優先いたしました。

内部留保資金につきましては、継続的な事業拡大を行うために、優秀な人材の採用及び高度な専門性を有する人材育成のため研修等教育制度の整備を図ることに投資してまいりたいと考えております。

なお、当社では、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は毎年1月31日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーの利益を重視した経営を行うことが当社グループの使命であると考えております。

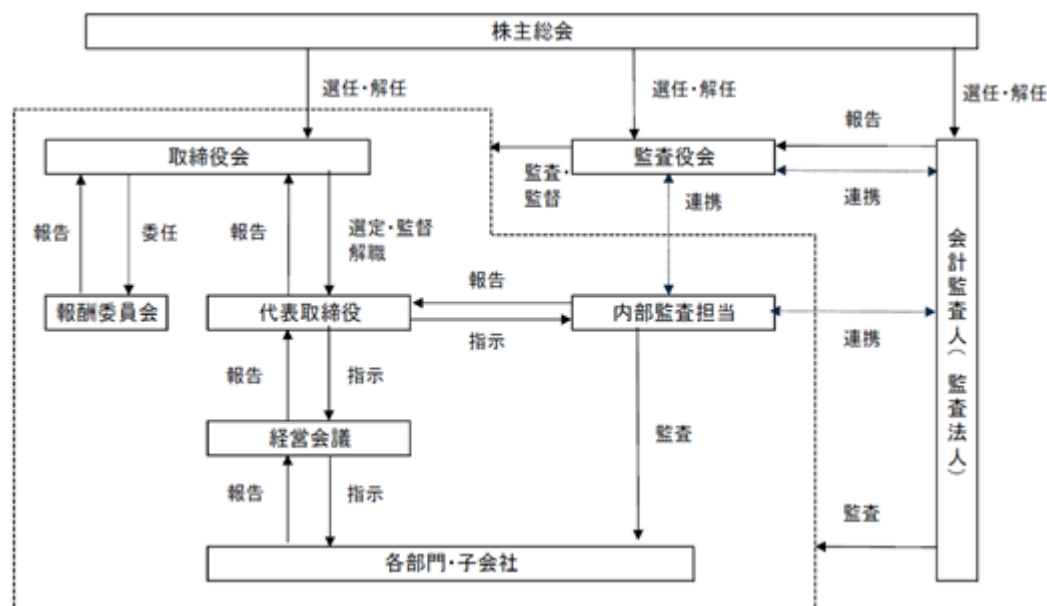
その実現のために、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実・強化を図り、経営の健全性、透明性及び効率性を確保することが経営上の最重要課題であると認識しております。

そこで、当社グループでは、株主総会の充実、取締役会及び監査役会の機能強化、適時適切な情報開示・IR活動の実施、内部管理体制の強化等により、盤石なコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a)企業統治の体制の概要

本書提出日現在における当社の企業統治の体制の概要は、以下のとおりです。



a. 取締役及び取締役会

取締役会は、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しており、本書提出日現在、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成されております。代表取締役会長の阪口琢夫を議長とし、内藤秀治郎及び高橋昌樹の2名の業務執行取締役と、社外取締役の曾山明彦及び齋藤祐子という体制となっております。取締役会は、原則として月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。

b. 監査役及び監査役会

監査役監査は、常勤監査役の菅野次男を中心に、非常勤監査役である恩田学及び平石孝行の2名と適切な業務分担を図った上で実施しています。監査役3名は取締役会へ出席しており、さらに常勤監査役は、取締役会以外の重要な会議への出席、代表取締役及びその他取締役等との意見交換、重要書類の閲覧等を行い、常勤監査役の監査実施状況は定時監査役会で報告され監査役間で情報共有を図っており、取締役の職務執行を不足なく監視できる体制を確保しております。

監査役会は、本書提出日現在、常勤監査役の菅野次男を議長とし、非常勤監査役である恩田学及び平石孝行の2名を合わせた3名（うち社外監査役3名）で構成されております。監査役会は、原則として月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査人及び会計監査人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

c. 報酬委員会

当社では、取締役の個人別の報酬に関する事項の決定に関して、決定プロセスの透明性及び客観性を確保することを目的として任意の報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、代表取締役会長の阪口琢夫が委員長を務め、取締役CEOの内藤秀治郎、社外取締役の曾山明彦及び齋藤祐子、社外監査役の菅野次男及び恩田学、平石孝行の計7名で構成されており、独立性及び中立性を確保するため、委員の過半数は社外取締役及び社外監査役が占めております。

d. 経営会議

当社では、企業価値向上を目指した経営の執行を推進することを目的として経営会議を設置しております。経営会議は、議長である代表取締役のほか、担当取締役及び本部長により構成されており、原則として週1回の定時経営会議を開催するほか、必要に応じて臨時経営会議を開催し、取締役会への付議予定事項及び報告予定事項を協議するとともに、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて、経営に関する重要事項について審議・決定を行っております。

e. 内部監査

当社は独立した内部監査室は設けておりませんが、事業年度毎に取締役CEOが総務部門の中から内部監査責任者1名を任命し、当該内部監査責任者が総務部門を除く、当社の全部門及び子会社を対象に内部監査を実施しております。なお、総務部門に対する内部監査については、事業年度毎に取締役CEOが指名した総務部門に所属しない者が担当することで、相互に牽制する体制を採っております。内部監査責任者は、取締役CEO及び監査役に対して監査結果を報告したうえで、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。これらの監査結果、改善状況については必要に応じて取締役会に報告することとしています。また、内部監査責任者は、監査を有効かつ効率的に進めるため、監査役及び会計監査人と随時合会を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

f. 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、同監査法人より適時適切な監査が実施されております。

(b) 当該体制を採用する理由

以上のとおり、当社では、監査役による取締役の意思決定・業務執行の適法性に対する厳正な監査を通じて、経営の透明性と機動的な意思決定に対応できる経営管理体制の維持を図る目的から監査役会設置会社を採用しております。

具体的には、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するほか、迅速な経営上の意思決定の促進と重要事項に関する十分な審議を行うため、経営会議を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として内部監査人を設置しております。

当社では、これらの各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保することが可能となると判断し、現在の体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、取締役会決議により、以下の項目について内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正性を確保するための体制の整備・運用をしております。

イ. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ホ. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ヘ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

ト. 監査役を補助すべき従業員を置く事を求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、及び当該従業員への指示の実効性確保に関する事項

チ. 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- リ．監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ヌ．監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ル．その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(b)子会社の業務の適正性を確保するための体制の整備

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、各サービス本部を子会社の統括管理及び連絡窓口として子会社における業務の適正を確保するとともに、コンプライアンス体制の整備に取り組んでおります。

子会社における経営上の重要事項の決定については、当社の事前承認事項としております。また、子会社が各社固有の事情を踏まえた実効性のある法令等遵守体制を構築できるよう推進し、コンプライアンス上の重要事項については適宜報告を求めています。さらに、当社の監査役及び内部監査人は、子会社に対して事業の経過概要について報告を求め、当該報告につき、必要に応じて子会社に対してその業務及び財産の状況を調査しております。

(c)リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスク管理に関して「リスク管理規程」を定め、取締役CEOをリスク管理最高責任者、総務部門長を管理責任者とするリスク管理体制を整備しております。リスク管理最高責任者は全社的なリスクの統括実施管理にあたるものとし、リスク管理責任者はリスク管理を効果的かつ効率的に実施するため当社のリスク管理に関する方針、体制及び対策に関する事項、リスクの洗い出しと評価及びリスク対策課題の策定と防止に関する事項等を検討し、経営会議における審議を経て、リスク管理最高責任者に報告することとしております。

また、リスクが顕在化し、事故が発生した場合には、取締役CEOを本部長とする対策本部を組織し、事故の解決にあたることとしております。

(d)取締役の員数

当社の取締役の員数は、10名以内とする旨を定款に定めております。

(e)取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任及び解任の決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(f)株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(g)責任免除の内容の概要

当社は、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において、免除できる旨を定款に定めております。

(h)責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社は、取締役曾山明彦氏、取締役齋藤祐子氏、常勤監査役菅野次男氏、監査役恩田学氏及び監査役平石孝行氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で定める額としております。

(i)補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(j)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び当社監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反に起因する損害賠償請求の場合には填補の対象としないこととしております。

(k)中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(l)自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

(m)取締役会等の活動状況

(イ)取締役会

取締役会は、当事業年度において14回開催され、各取締役の出席状況は以下のとおりです。

役職名	氏名	出席状況(出席率)
代表取締役CEO	阪口 琢夫	14回/14回(100%)
取締役COO	高橋 昌樹	14回/14回(100%)
取締役	伊藤 享弘	12回/12回(100%)
取締役コンサルティング本部長	木村 卓司	14回/14回(100%)
取締役(社外)	曾山 明彦	13回/14回(93%)
取締役(社外)	齋藤 祐子	13回/14回(93%)
常勤監査役(社外)	菅野 次男	14回/14回(100%)
監査役(社外)	恩田 学	14回/14回(100%)
監査役(社外)	平石 孝行	14回/14回(100%)

(注)1. 各氏の役職は、2024年7月31日時点の情報を記載しております。

2. 伊藤享弘氏については、取締役を辞任した2024年5月31日までの状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容としては、株主総会の招集や代表取締役の選定など法令に定められた事項の他、年度事業計画、社内規程の改定、決算承認、子会社に関する重要事項等、取締役会規程に定められた事項について審議、または報告を受けています。

(ロ)報酬委員会

報酬委員会は、当事業年度において3回開催され、各委員の出席状況は以下のとおりです。

役職名	氏名	出席状況(出席率)
代表取締役CEO	阪口 琢夫	2回/3回(67%)
取締役	伊藤 享弘	3回/3回(100%)
取締役(社外)	曾山 明彦	2回/3回(67%)
取締役(社外)	齋藤 祐子	3回/3回(100%)
常勤監査役(社外)	菅野 次男	3回/3回(100%)
監査役(社外)	恩田 学	3回/3回(100%)
監査役(社外)	平石 孝行	3回/3回(100%)

(注)1. 各氏の役職は、2024年7月31日時点の情報を記載しております。

2. 伊藤享弘氏については、取締役を辞任した2024年5月31日までの状況を記載しております。

報酬委員会における具体的な検討内容としては、取締役の個人別の報酬等の内容、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する報酬制度の設計等を審議しております。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	阪口 琢夫	1964年11月18日生	1989年4月 アンダーセンコンサルティング入社 1995年9月 アンダーセンコンサルティング株式会社(現 アクセンチュア株式会社)へ転籍 2000年3月 トランス・コスモス株式会社入社 2003年4月 当社設立 代表取締役社長 2005年8月 Delivery Vietnam Co., Ltd. 代表取締役 2006年7月 Delivery Thai Co., Ltd. 設立 代表取締役 2015年7月 Delivery International Thai Co., Ltd. 取 締役(現任) 2017年11月 MFアセット株式会社設立 代表取締役(現 任) 2022年8月 当社 代表取締役CEO 2023年4月 一般社団法人IRシステム協議会 代表理事 (現任) 2024年10月 当社 代表取締役会長(現任)	(注)3	1,523,200
取締役CEO	内藤 秀治郎	1969年11月4日生	1994年6月 アンダーセンコンサルティング株式会社(現 アクセンチュア株式会社)入社 2004年11月 シンプロメンテ株式会社(現シンメンテホー ルディングス株式会社) 取締役 2005年11月 同社 専務取締役 2007年11月 同社 代表取締役社長 2016年3月 株式会社エージェント(現株式会社エージェ ント・インシュアランス・グループ) 取締 役 2016年3月 株式会社アロバ 社外取締役 2016年5月 アンドン株式会社設立 代表取締役(現任) 2017年1月 株式会社アロバ 代表取締役社長 2018年1月 株式会社FIND 社外取締役 2019年4月 株式会社エージェント(現株式会社エージェ ント・インシュアランス・グループ) 顧問 2020年3月 株式会社FIND 取締役(現任) 2021年7月 株式会社Gran Manibus ディレクター 2021年12月 八面六臂株式会社 社外取締役 2023年3月 株式会社トムス 社外取締役(現任) 2023年5月 Gloops株式会社設立 代表取締役(現任) 2024年1月 当社入社 マネージングディレクター 2024年4月 当社管理本部長 2024年10月 当社 取締役CEO(現任)	(注)3	100
取締役COO	高橋 昌樹	1971年12月6日生	1996年3月 アンダーセンコンサルティング株式会社(現 アクセンチュア株式会社)入社 2001年2月 SAS Institute Japan株式会社入社 2013年10月 EY(Ernst&Young)アドバイザー株式会社 (現EYストラテジー・アンド・コンサルティ ング株式会社)入社 2016年7月 NZ Daisuki Systems, Ltd.入社 2017年6月 当社入社 2019年5月 当社 執行役員 第2サービス本部長 2020年4月 当社 取締役 第2サービス本部長 2022年8月 当社 取締役COO(現任)	(注)3	6,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	曾山 明彦	1961年5月9日生	1986年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 1995年9月 株式会社ポストンコンサルティンググループ 入社 2000年7月 トランス・コスモス株式会社入社 2003年12月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社入 社 2009年3月 バイオトロニックジャパン株式会社入社 2012年1月 ヘモネティクスジャパン合同会社入社 2013年3月 株式会社エグゼクティブ・アライアンス創業 2014年7月 株式会社エグゼクティブ・アライアンス設 立 代表取締役(現任) 2015年4月 東京大学工学部 非常勤講師(現任) 2016年4月 一般社団法人ライフサイエンス・イノベー ション・ネットワーク・ジャパン入社 理事 兼事務局長 2020年1月 東北大学 客員特任教授(現任) 2021年1月 当社 社外取締役(現任) 2021年4月 一般社団法人ライフサイエンス・イノベー ション・ネットワーク・ジャパン 常務理事 (現任)	(注)3	400
取締役	齋藤 祐子	1969年2月17日生	1991年4月 ソニー株式会社(現ソニーグループ株式会 社)入社 1995年8月 SONY CORPORATION OF AMERICA (米国ニュー ヨーク)入社 1996年9月 ソニー・コンピュータエンタテインメント株 式会社(現株式会社ソニー・インタラクティ ブエンタテインメント)入社 2000年1月 トランス・コスモス株式会社入社 2003年9月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社入 社 2005年4月 Qエンタテインメント株式会社入社 取締役兼 チーフストラテジーオフィサー 2012年6月 CRITEO株式会社入社 東南アジア事業ゼネラ ル マネージャー、コーポレート戦略バイス プレジデント 2019年11月 グーグル合同会社入社 プロフェッショナル サービス部門ディレクター 2021年10月 グーグル合同会社 プライバシーサンドボッ クス パートナシップ部長(現任) 2022年10月 当社 社外取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	菅野 次男	1954年1月7日生	1976年4月 株式会社ナカヨ通信機入社 1980年4月 デジタル・コンピュータ株式会社(現株式会社ワイ・ディ・シー)入社 1988年4月 株式会社テラ入社 1991年4月 日本アイテック株式会社入社 1993年4月 日本テクノマティックス株式会社(現シーメンス株式会社)へ転籍 1997年9月 トランス・コスモス株式会社入社 1998年4月 同社 ネットワークソリューションサービス本部長 フォワード・システムズ株式会社 代表取締役社長 2000年4月 トランス・コスモス株式会社 取締役 同社 サポートデスクサービス本部長 2002年1月 同社 教育サービス企画部長 朝日エムケーシー株式会社 代表取締役社長 2004年4月 トランス・コスモス株式会社 執行役員 同社 テクニカルサービス本部長 2005年1月 同社 人事本部長 2005年11月 有限会社プライムセル設立 代表取締役 2013年12月 クオリティソフト株式会社 監査役 2015年6月 株式会社トランスコスモス・テクノロジー 取締役 2017年8月 当社 監査役(現任)	(注)4	-
監査役	恩田 学	1976年9月14日生	2000年4月 恩田会計事務所入所 2004年10月 グローリー・トータル・マネジメント株式会社(現株式会社GTM総研)入社 2008年6月 株式会社東阪企画 監査役(現任) 2014年10月 GTM税理士法人 代表社員(現任) 2015年12月 株式会社GTM総研 取締役 2016年12月 同社 常務取締役 2018年6月 株式会社Jストリーム 監査役(現任) 2019年10月 当社 監査役(現任) 2020年4月 株式会社GTMコンサルティング 代表取締役社長(現任) 2020年8月 応用技術株式会社 取締役(監査等委員)(現任) 2022年4月 株式会社GTM総研 代表取締役副社長(現任)	(注)4	-
監査役	平石 孝行	1965年10月16日生	1992年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 1992年4月 沖信・石原・清法律事務所(現スプリング法律事務所)入所 1997年8月 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP(旧 Pillsbury, Madison & Sutro LLP)法律事務所Los Angeles Office勤務 1997年9月 沖信・石原・清法律事務所(現スプリング法律事務所)再入所 2003年7月 スプリング法律事務所 パートナー(現任) 2005年7月 大和証券オフィス投資法人 監督役員 2014年1月 日本ヘルスケア投資法人(現大和リビング投資法人) 監督役員 2019年10月 当社 監査役(現任)	(注)4	-
計					1,529,900

(注)1. 取締役曾山明彦及び齋藤祐子は、社外取締役であります。

2. 監査役菅野次男、恩田学及び平石孝行は、社外監査役であります。

3. 2024年10月29日開催の定時株主総会の終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 2024年10月29日開催の定時株主総会の終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

5. 取締役伊藤享弘は、2024年5月31日付にて、取締役を辞任しております。

6. 取締役木村卓司は、2024年10月29日に開催された定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任しております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役を選任するにあたっては、会社経営に関する見識や専門的な見地に基づく客観的かつ確かな助言を頂けることを個別に判断し、また会社との関係、代表取締役その他取締役及び主要な使用人との関係において独立性に問題のない候補者から選任しております。

社外取締役の曾山明彦は、経営者としての豊富な経験を活かし、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かして頂くため、当社の社外取締役に選任しております。なお、同氏は当社の株式を400株、新株予約権を2,500株保有しておりますが、これ以外に当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の齋藤祐子は、事業開発や企業経営に関して、これまでに培ってきた経験と知見を活かし、当社の経営全般に対する監督と助言をして頂くため、当社の社外取締役に選任しております。なお、当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役を選任するにあたっては、会社経営に高い見識を持ち、あるいは監査に必要な専門分野における豊富な実績を有する等、当該職務に精通しており、会社との関係、代表取締役その他取締役及び主要な使用人との関係において独立性に問題のない候補者から選任しております。

社外監査役の菅野次男は、事業会社における監査役の経験と幅広い見識を有しており、客観的かつ独立的な経営監視が可能であると判断し、当社の社外監査役に選任しております。なお、当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の恩田学は、税理士であり、GTM税理士法人の代表社員として財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の社外監査役に選任しております。なお、当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の平石孝行は、弁護士であり、スプリング法律事務所のパートナーとして企業法務に関する専門的な知識と幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役に選任しております。なお、当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準等として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しており、また、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等も参考にしております。当社の社外取締役及び社外監査役は全員当該判断基準を満たしており、一般株主とは利益相反の生じるおそれもない人選をしております。

社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、経営の意思決定機能と、業務執行を管理監督する機能をあわせ持つ取締役会に対し、監査役3名全員を社外監査役とすることにより、経営への高い監視機能を実現しております。監査役会は、内部監査人及び会計監査人と随時会合を開いて意見交換や情報交換を密接に行う体制をとっており、監査役監査の機能強化に役立てております。また、内部統制部門とも、監査役監査の実効性を高めるために情報交換及び連携を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役監査は、常勤監査役1名を中心に、他の非常勤監査役2名と適切な業務分担を図った上で実施しています。監査役3名は取締役会へ出席しており、さらに常勤監査役は、取締役会以外の重要な会議への出席、代表取締役及びその他取締役等との意見交換、重要書類の閲覧等を行い、常勤監査役の監査実施状況は定時監査役会で報告され監査役間で情報共有を図っており、取締役の職務執行を不足なく監視できる体制を確保しております。なお、監査役恩田学は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会は、本書提出日現在、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されております。監査役会は、原則として月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、具体的には監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等を実施して、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査人及び会計監査人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

当事業年度において当社は監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況
常勤監査役(社外)	菅野 次男	全14回中14回(100%)
社外監査役	恩田 学	全14回中14回(100%)
社外監査役	平石 孝行	全14回中14回(100%)

上記の他、常勤監査役は、内部監査人及び会計監査人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

内部監査の状況

当社は独立した内部監査室は設けておりませんが、事業年度毎に取締役CEOが総務部門の中から内部監査責任者1名を任命し、当該内部監査責任者が総務部門を除く、当社の全部門及び子会社を対象に内部監査を実施しております。なお、総務部門に対する内部監査については、事業年度毎に取締役CEOが指名した総務部門に所属しない者が担当することで、相互に牽制する体制を採っております。内部監査責任者は、取締役CEO及び監査役に対して監査結果を報告したうえで、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。これらの監査結果、改善状況については必要に応じて取締役会に報告することとしています。

また、内部監査責任者は、監査を有効かつ効率的に進めるため、随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

6年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 島川 行正
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 上原 啓輔

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士10名
その他の補助者17名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定に際して、候補者となる監査法人から事前に監査法人の概要、監査の実施体制、監査報酬の見積額等について書面を入手し、面談を実施したうえで、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性並びに監査報酬等を総合的に勘案して決定することとしております。

当社では、このような選定方針に基づき、複数の監査法人を対象として比較検討を行ったうえで、太陽有限責任監査法人が当社のビジネスモデルへの理解度が最も高く、実効性のある監査の実施が期待できるものと判断したため、同監査法人を会計監査人としております。

また、太陽有限責任監査法人は、金融庁から2023年12月26日付で業務停止処分を受けており、その概要は以下のとおりであります。

1) 処分対象

太陽有限責任監査法人

2) 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。）

3) 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

太陽有限責任監査法人から、処分の内容及び業務改善計画の概要について説明を受けております。その結果、今回の処分は当社の監査に直接影響を及ぼすものではなく、業務改善計画の進捗も進んでおり、これまでの監査実績を踏まえて、業務遂行能力、監査体制、品質管理体制等について勘案した結果、当社の監査業務は適正に行われていることを確認し、当社の会計監査人として適格であると判断しております。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定することとしております。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することとしております。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告することとしております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告を受け、総合的に評価しており、監査法人による会計監査は適正に行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	17,000	-	17,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	17,000	-	17,000	-

監査公認会計士等が実施した非監査業務の内容は以下のとおりです。

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

- b . 監査公認会計士等と同一のネットワーク（グラント・ソントン・インターナショナル）に属する組織に対する報酬（ a . を除く）
該当事項はありません。
- c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。
- d . 監査報酬の決定方針
監査報酬の決定方針につきましては、監査日数、提出会社の規模・業務の特性等の要素を勘案し決定しております。
- e . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、当社役員の報酬等の額又はその算定方法に関する方針を、当社が任意に設置する社外役員（社外取締役及び社外監査役）が委員の過半数を占める任意の報酬委員会（以下、報酬委員会）の諮問を踏まえて定め、その内容は固定報酬、業績連動報酬、株式報酬によって構成されております。取締役の個人別の報酬については、「取締役報酬決定方針」に基づき、株主総会において決定された報酬総額の範囲内において報酬委員会で検討・協議のうえ、報酬原案を取締役会で決議しておりますので、2024年7月期に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社は、2020年10月28日開催の第18期定時株主総会決議で取締役の金銭報酬の額を年額300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としております。また、2023年10月27日開催の第21期定時株主総会においてご承認いただき、既存の報酬枠とは別枠で譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、同日開催の取締役会決議により、当社は「取締役報酬決定方針」を中期インセンティブとしての「譲渡制限付株式報酬制度」、また同日開催の報酬委員会において2025年度から導入を検討している短期インセンティブとしての「業績連動報酬制度」に対応して改定しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、公開企業としての持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう企業価値の向上と連動した報酬体系であるとともに、優秀な人材の確保・維持に相応しい水準・構成とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬、並びに中長期的な業績連動報酬としての株式報酬により構成することとする。監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみにより構成することとする。

b. 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の固定報酬は、株主総会において決定された報酬総額の範囲内において、役位、職責、当社の経営内容、世間水準、従業員給与等とのバランス及び責任の度合い等を総合的に勘案し、報酬委員会の答申を踏まえたうえで、取締役会にて決定することとする。なお、現金による取締役の固定金銭報酬の総額は、2020年10月28日開催の第18期定時株主総会において、年額300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいている。また、監査役の金銭報酬の総額は、2020年10月28日開催の第18期定時株主総会において、年額50,000千円以内とご承認いただいている。

c. 業績連動報酬等の内容及び個人別の報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

取締役の業績連動報酬は、株主総会において決定された報酬総額の範囲内において、事業年度ごとの業績拡大に対する意識を高めるため、前事業年度の売上利益等の額又はそれらに関する指標の値と役位、個人別貢献度等を勘案し、報酬委員会の答申を踏まえたうえで、取締役会にて決定することとする。

d. 非金銭報酬等の内容及び個人別の報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬である株式報酬については、譲渡制限付株式報酬とし、2023年10月27日開催の第21期定時株主総会において決定された報酬総額及び株数の範囲内において、各取締役の役位、職責、当社業績及び各取締役の業績への貢献度、目標達成度、在籍年数、他社報酬水準などを総合的に勘案し、株式報酬の交付に係る払込に用いるために付与する金銭報酬債権の額及び株数を定めることとする。非金銭報酬としての株式報酬（譲渡制限付株式）の総額及び株数は、それぞれ年額40,000千円以内、80,000株以内であり、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結され、2023年11月16日付で当社取締役（社外取締役を除く。）に譲渡制限付株式10,400株を割り当てた。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、「取締役報酬決定方針」に基づき、取締役会はその権限が適切に行使されるよう、報酬案の内容等について、適宜、報酬委員会に諮問する。報酬委員会において報酬案の内容等を検討・協議し、取締役会は報酬委員会の答申を得て、取締役会決議により決定するものとする。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	88,050	85,071	-	-	2,978	4
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	6,000	6,000	-	-	-	2
社外監査役	12,000	12,000	-	-	-	3
合 計	106,050	103,071	-	-	2,978	9

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の投資株式及び純投資目的以外の目的の投資株式のいずれも保有しておりませ
ん。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年8月1日から2024年7月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年8月1日から2024年7月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な連結財務諸表等の作成ができる体制を整備するため、監査法人等との意見交換を通じて、情報収集に努めるとともに、決算業務体制の強化を図っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	786,378	957,828
売掛金及び契約資産	2 222,817	2 244,152
商品	1,892	3,082
仕掛品	2,928	-
その他の棚卸資産	-	3,635
前払費用	74,492	73,592
その他	60,025	21,359
貸倒引当金	1,106	1,352
流動資産合計	1,147,428	1,302,298
固定資産		
有形固定資産		
建物	57,108	57,113
減価償却累計額	3,833	8,888
建物(純額)	53,275	48,225
工具、器具及び備品	71,353	87,623
減価償却累計額	41,932	57,552
工具、器具及び備品(純額)	29,420	30,070
有形固定資産合計	82,696	78,296
無形固定資産		
ソフトウェア仮勘定	2,004	2,016
その他	409	13,400
無形固定資産合計	2,413	15,416
投資その他の資産		
敷金	72,993	73,087
繰延税金資産	11,804	16,502
その他	2,525	1,514
貸倒引当金	990	-
投資その他の資産合計	86,333	91,104
固定資産合計	171,443	184,817
資産合計	1,318,871	1,487,115

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	60,936	63,016
1年内返済予定の長期借入金	27,444	22,444
未払法人税等	-	65,028
未払金	69,820	23,899
未払消費税等	6,272	56,997
契約負債	83,184	67,882
賞与引当金	33,407	31,993
その他	35,629	42,729
流動負債合計	316,694	373,990
固定負債		
長期借入金	52,015	29,571
資産除去債務	16,389	16,586
固定負債合計	68,404	46,157
負債合計	385,099	420,147
純資産の部		
株主資本		
資本金	146,462	157,215
資本剰余金	189,083	199,836
利益剰余金	598,475	753,804
自己株式	107	43,857
株主資本合計	933,913	1,066,997
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	1,431	1,320
その他の包括利益累計額合計	1,431	1,320
新株予約権	1,290	1,290
純資産合計	933,772	1,066,967
負債純資産合計	1,318,871	1,487,115

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月 31日)
売上高	1 2,190,968	1 2,703,725
売上原価	1,603,238	1,866,502
売上総利益	587,730	837,223
販売費及び一般管理費		
役員報酬	94,964	103,071
給料	142,420	169,619
賞与引当金繰入額	6,900	6,027
貸倒引当金繰入額	1,042	245
その他	290,065	346,479
販売費及び一般管理費合計	2 535,392	2 625,443
営業利益	52,337	211,779
営業外収益		
受取利息	10	27
助成金収入	18	-
為替差益	761	989
法人税等還付加算金	-	262
雑収入	685	211
営業外収益合計	1,475	1,490
営業外費用		
支払利息	604	808
支払保証料	71	21
和解金	-	983
支払手数料	-	693
株式報酬費用消滅損	-	450
雑損失	352	142
営業外費用合計	1,028	3,099
経常利益	52,784	210,170
特別損失		
固定資産除却損	3 155	-
事務所移転費用	2,005	-
特別損失合計	2,160	-
税金等調整前当期純利益	50,623	210,170
法人税、住民税及び事業税	6,823	59,539
法人税等調整額	14,977	4,697
法人税等合計	21,800	54,841
当期純利益	28,822	155,328
親会社株主に帰属する当期純利益	28,822	155,328

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 8 月 1 日 至 2023年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)
当期純利益	28,822	155,328
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	94	110
その他の包括利益合計	94	110
包括利益	28,916	155,439
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	28,916	155,439

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	145,683	188,304	569,652	107	903,533
当期変動額					
新株の発行					-
新株の発行（新株予約権の行使）	778	778			1,557
自己株式の取得					-
親会社株主に帰属する当期純利益			28,822		28,822
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	778	778	28,822	-	30,379
当期末残高	146,462	189,083	598,475	107	933,913

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,525	1,525	1,290	903,298
当期変動額				
新株の発行				-
新株の発行（新株予約権の行使）				1,557
自己株式の取得				-
親会社株主に帰属する当期純利益				28,822
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	94	94		94
当期変動額合計	94	94	-	30,473
当期末残高	1,431	1,431	1,290	933,772

当連結会計年度（自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	146,462	189,083	598,475	107	933,913
当期変動額					
新株の発行	2,220	2,220			4,440
新株の発行（新株予約権の行使）	8,532	8,532			17,065
自己株式の取得				43,750	43,750
親会社株主に帰属する当期純利益			155,328		155,328
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	10,752	10,752	155,328	43,750	133,084
当期末残高	157,215	199,836	753,804	43,857	1,066,997

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,431	1,431	1,290	933,772
当期変動額				
新株の発行				4,440
新株の発行（新株予約権の行使）				17,065
自己株式の取得				43,750
親会社株主に帰属する当期純利益				155,328
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	110	110		110
当期変動額合計	110	110	-	133,195
当期末残高	1,320	1,320	1,290	1,066,967

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	50,623	210,170
減価償却費	16,428	21,950
株式報酬費用	-	2,978
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,042	744
賞与引当金の増減額(は減少)	3,673	1,440
受取利息及び受取配当金	10	27
支払利息	604	808
和解金	-	983
株式報酬費用消滅損	-	450
固定資産除却損	155	-
為替差損益(は益)	1,169	1,603
事務所移転費用	2,005	-
資産除去債務履行差額(は益)	996	-
売上債権の増減額(は増加)	28,501	20,049
棚卸資産の増減額(は増加)	3,529	1,711
仕入債務の増減額(は減少)	3,202	1,818
未払消費税等の増減額(は減少)	36,960	50,600
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減少)	4,238	5,840
その他の資産の増減額(は増加)	51,270	783
その他の負債の増減額(は減少)	71,477	52,700
その他	15	61
小計	15,857	216,602
利息及び配当金の受取額	10	27
利息の支払額	622	804
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	126,481	43,039
和解金の支払額	-	983
事務所移転費用の支払額	2,005	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	113,240	257,881
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	66,111	15,861
有形固定資産の除却による支出	116	-
無形固定資産の取得による支出	-	15,983
資産除去債務の履行による支出	9,900	-
敷金の回収による収入	15,785	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	60,342	31,844
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	47,339	27,444
株式の発行による収入	1,557	17,065
自己株式の取得による支出	-	43,870
財務活動によるキャッシュ・フロー	45,782	54,249
現金及び現金同等物に係る換算差額	136	337
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	219,501	171,449
現金及び現金同等物の期首残高	1,005,880	786,378
現金及び現金同等物の期末残高	786,378	957,828

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

Delivery International Thai Co., Ltd.

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Delivery International Thai Co., Ltd.の決算日は、6月30日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、7月1日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

(イ) 商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(ロ) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(ハ) その他の棚卸資産

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 3～15年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 3～5年(社内における利用可能期間)

商標権 10年

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下のとおりであります。

イ 請負契約に係る取引

システムの設計や開発といった履行義務を負い、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じ一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、開発期間がごく短い場合については顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。

ロ 準委任契約に係る取引

当社グループから提供されるコンサルティングサービスやSEサービスなどの役務提供に関し業務を遂行する履行義務を負い、契約期間にわたり収益を認識しております。

ハ ライセンス契約に係る取引

ライセンス料等のサービスを提供する履行義務を負い、契約期間にわたり収益を認識しております。

ニ 物販契約に係る取引

他社が作成した製品を仕入れ、顧客に引き渡す履行義務を負い、製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	11,804	16,502

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることを見込んでおり、その結果回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減少又は増加し、この結果、税金費用が増減する可能性があります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(財務制限条項)

当社グループは株式会社りそな銀行と長期借入金契約を結んでおります。この契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合には、利息の割合が変更されることとなります。

各連結会計年度の決算期の末日における単体の純有利子負債EBITDA倍率が、一度でも10倍を超えた場合、もしくはマイナスの値となったとき。(ただし、純有利子負債がマイナスの値の場合を除く。)

(連結貸借対照表関係)

- 1 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行(前連結会計年度末も2行)と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
当座貸越極度額	200,000千円	200,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	200,000	200,000

- 2 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
売掛金	222,817千円	244,152千円
契約資産	-	-

(連結損益計算書関係)

- 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- 2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
	4,098千円	775千円

- 3 固定資産除却損の内容は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
工具、器具及び備品	155千円	-千円
計	155	-

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	94千円	110千円
組替調整額	-	-
計	94	110
その他の包括利益合計	94	110

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	4,667,100	13,500	-	4,680,600
合計	4,667,100	13,500	-	4,680,600
自己株式				
普通株式	76	-	-	76
合計	76	-	-	76

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加13,500株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加13,500株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	1,290
	合計	-	-	-	-	-	1,290

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	4,680,600	150,500	-	4,831,100
合計	4,680,600	150,500	-	4,831,100
自己株式				
普通株式（注）2	76	52,300	-	52,376
合計	76	52,300	-	52,376

（注）1．普通株式の発行済株式総数の増加150,500株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加140,100株及び譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加10,400株であります。

2．普通株式の自己株式の株式数の増加52,300株は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）における買付けによる増加50,000株及び譲渡制限付株式の無償取得による増加2,300株であります。

2．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	1,290
	合計	-	-	-	-	-	1,290

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日）	当連結会計年度 （自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日）
現金及び預金勘定	786,378千円	957,828千円
現金及び現金同等物	786,378千円	957,828千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入によっております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内に決済が到来するものであります。

長期借入金は、経営安定化のため市中金融機関より運転資金として借入れており、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）及び金利変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各事業部からの報告に基づき財務経理部が毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結貸借対照表日現在における営業債権のうち24.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価は帳簿価額に近似するものであることから注記を省略しております。

前連結会計年度（2023年7月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金	72,993	72,451	542
資産計	72,993	72,451	542
長期借入金()	79,459	79,065	393
負債計	79,459	79,065	393

() 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当連結会計年度（2024年7月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金	73,087	71,663	1,424
資産計	73,087	71,663	1,424
長期借入金()	52,015	51,494	520
負債計	52,015	51,494	520

() 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2023年7月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	27,444	22,444	17,234	10,483	1,854	-
合計	27,444	22,444	17,234	10,483	1,854	-

当連結会計年度（2024年7月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	22,444	17,234	10,483	1,854	-	-
合計	22,444	17,234	10,483	1,854	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2023年7月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	72,451	-	72,451
資産計	-	72,451	-	72,451
長期借入金	-	79,065	-	79,065
負債計	-	79,065	-	79,065

当連結会計年度(2024年7月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	71,663	-	71,663
資産計	-	71,663	-	71,663
長期借入金	-	51,494	-	51,494
負債計	-	51,494	-	51,494

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットに関する説明

敷金

時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の評価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

(ストック・オプション)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日)
売上原価の株式報酬費	-	-
販売費及び一般管理費の株式報酬費	-	-

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
決議年月日	2018年2月2日	2018年2月2日	2018年2月2日	2019年6月14日	2021年3月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 2名 当社従業員 17名	子会社取締役 1名 子会社従業員 2名	当社従業員 63名	当社取締役 4名 当社従業員 43名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 1,246,000株	普通株式 272,400株	普通株式 4,000株	普通株式 94,200株	普通株式 59,300株
付与日	2018年2月5日	2018年2月5日	2018年2月5日	2019年6月17日	2021年4月1日
権利確定条件	(注)2	(注)3	(注)3	(注)3	(注)3
対象勤務期間	-	2018年2月5日～ 2020年2月5日	2018年2月5日～ 2020年2月5日	2019年6月17日～ 2021年6月14日	2021年4月1日～ 2023年3月31日
権利行使期間	2018年2月5日～ 2028年2月4日	2020年2月6日～ 2028年1月5日	2020年2月6日～ 2028年1月5日	2021年6月15日～ 2029年6月14日	2023年4月1日～ 2031年3月31日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、2021年4月2日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. (1)新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとします。
- (a)行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)
- (b)本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
- (c)本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- (d)本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上、判断するものとします。)
- (2)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (3)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

- 3.(1)新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならないものとします。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
- (2)当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていることを要するものとします。
- (3)新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとします。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年7月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
決議年月日	2018年2月2日	2018年2月2日	2018年2月2日	2019年6月14日	2021年3月31日
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	516,000	211,200	4,000	68,400	58,000
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	127,000	-	1,000	12,100
失効	-	-	-	-	100
未行使残	516,000	84,200	4,000	67,400	45,800

単価情報

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
決議年月日	2018年2月2日	2018年2月2日	2018年2月2日	2019年6月14日	2021年3月31日
権利行使価格 (円)	100	100	100	130	350
行使時平均株価 (円)	-	627	-	408	760
付与日における公正な評価単価 (円)	250	-	-	-	-

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 323,706千円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 72,162千円

(譲渡制限付株式報酬)

1. 取締役の報酬等として株式を無償交付する取引のうち、事前交付型の内容、規模及びその変動状況

(1) 事前交付型の内容

	2023年11月事前交付型
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役(社外取締役を除く)4名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 10,400株
付与日	2023年11月16日
権利確定条件	付与日(2023年11月16日)から1年間、継続して、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあること。
対象勤務期間	2023年11月16日から2024年11月15日

(2) 事前交付型の規模及びその変動状況

費用計上額及び科目名

	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
一般管理費の報酬費用	2,978千円

株式数

当連結会計年度(2024年7月期)において権利未確定株式数が存在した事前交付型を対象として記載しております。

	2023年11月事前交付型
前連結会計年度末(株)	-
付与(株)	10,400
没収(株)	2,300
権利確定(株)	-
未確定残(株)	8,100

単価情報

付与日における公正な評価単価(円)	427
-------------------	-----

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上します。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上します。

(権利確定日後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替えます。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上します。この会計処理は、当該失効が確定した期に行います。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	970千円	5,142千円
未払事業所税	618	722
賞与引当金	12,742	11,614
貸倒引当金	583	414
減価償却超過額	0	-
資産除去債務	5,019	5,079
フリーレント	2,477	1,871
その他	612	749
小計	23,026	25,594
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	5,091	5,079
評価性引当額小計	5,091	5,079
繰延税金資産合計	17,934	20,515
繰延税金負債		
未収事業税	1,620	-
資産除去債務に対する除去費用	4,509	4,013
繰延税金負債合計	6,130	4,013
繰延税金資産の純額	11,804	16,502

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.25	0.43
株式報酬費用	-	0.14
租税特別措置法上の税額控除	2.85	5.38
住民税均等割額	1.70	0.41
評価性引当額の増減	9.21	0.01
連結子会社の適用税率差異	0.01	0.12
連結修正による影響	1.19	0.19
その他	0.93	0.06
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.06	26.09

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等です。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に10年と見積り、割引率は1.0～1.4%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
期首残高	10,842千円	16,389千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	16,211	-
時の経過による調整額	232	196
資産除去債務の履行による減少額	10,896	-
期末残高	16,389	16,586

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、デジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を時期別に分解した情報は以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

(単位:千円)

	デジタルトランス フォーメーション事業
一時点で移転されるサービス	71,093
一定の期間にわたり移転されるサービス	2,119,874
顧客との契約から生じる収益	2,190,968
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,190,968

当連結会計年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

(単位:千円)

	デジタルトランス フォーメーション事業
一時点で移転されるサービス	81,237
一定の期間にわたり移転されるサービス	2,622,487
顧客との契約から生じる収益	2,703,725
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,703,725

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)3.会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	193,265	222,817
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	222,817	244,152
契約資産(期首残高)	-	-
契約資産(期末残高)	-	-
契約負債(期首残高)	66,477	83,184
契約負債(期末残高)	83,184	67,882

契約資産は、主に、ソフトウェア開発に係る請負契約において金額の重要性が高いものについて、期末日時点で成果の確実性が認められるが未請求のものに係る対価に対する権利であります。契約資産は顧客による検収が終了し請求した時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、契約期間に応じて収益を認識するソフトウェアのライセンス料等に係る顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、66,477千円であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、83,184千円であります。

残存履行義務に配分した取引価格
当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

当社グループはデジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

当社グループはデジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
トランス・コスモス株式会社	455,122
株式会社Joblab	321,403

(注) 当社グループは、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
トランス・コスモス株式会社	673,064

（注）当社グループは、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日)
1株当たり純資産額	199.23円	223.00円
1株当たり当期純利益	6.17円	32.85円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	5.38円	28.94円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	28,822	155,328
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	28,822	155,328
普通株式の期中平均株式数(株)	4,674,816	4,728,923
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	683,286	638,372
(うち新株予約権(株))	(683,286)	(638,372)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	27,444	22,444	1.19	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	52,015	29,571	1.16	2025年～2027年
合計	79,459	52,015	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	17,234	10,483	1,854	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	674,892	1,366,367	2,072,992	2,703,725
税金等調整前四半期(当期) 純利益(千円)	79,632	167,224	213,093	210,170
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(千円)	57,705	124,687	156,261	155,328
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	12.33	26.56	33.14	32.85

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 ()(円)	12.33	14.22	6.64	0.20

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	773,075	949,986
売掛金及び契約資産	204,067	226,696
仕掛品	2,928	-
その他の棚卸資産	-	3,635
前払費用	73,082	72,141
前払金	1,824	3,980
関係会社短期貸付金	19,300	16,724
その他	48,721	5,071
貸倒引当金	1,222	1,451
流動資産合計	1,121,777	1,276,783
固定資産		
有形固定資産		
建物	57,037	57,037
減価償却累計額	3,762	8,811
建物(純額)	53,275	48,225
工具、器具及び備品	67,128	82,222
減価償却累計額	38,448	53,237
工具、器具及び備品(純額)	28,680	28,985
有形固定資産合計	81,955	77,210
無形固定資産		
商標権	407	348
ソフトウェア	-	13,052
ソフトウェア仮勘定	2,004	2,016
無形固定資産合計	2,411	15,416
投資その他の資産		
投資有価証券	3	3
関係会社株式	2,047	2,047
出資金	1,510	1,510
長期前払費用	21	0
関係会社長期貸付金	20,190	18,512
敷金	71,720	71,720
繰延税金資産	11,933	16,566
破産更生債権等	990	-
貸倒引当金	1,111	111
投資その他の資産合計	107,306	110,249
固定資産合計	191,673	202,877
資産合計	1,313,450	1,479,660

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	57,890	58,905
1年内返済予定の長期借入金	27,444	22,444
未払金	69,150	23,321
未払法人税等	-	65,028
未払消費税等	6,272	56,997
未払費用	24,909	23,756
契約負債	82,299	67,320
預り金	9,337	17,178
賞与引当金	33,407	31,377
その他	257	525
流動負債合計	310,969	366,855
固定負債		
長期借入金	52,015	29,571
資産除去債務	16,389	16,586
固定負債合計	68,404	46,157
負債合計	379,374	413,013
純資産の部		
株主資本		
資本金	146,462	157,215
資本剰余金		
資本準備金	145,462	156,215
その他資本剰余金	45,873	45,873
資本剰余金合計	191,335	202,088
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	595,096	749,912
利益剰余金合計	595,096	749,912
自己株式	107	43,857
株主資本合計	932,786	1,065,357
新株予約権	1,290	1,290
純資産合計	934,076	1,066,647
負債純資産合計	1,313,450	1,479,660

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)	当事業年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日)
売上高	2,059,288	2,551,419
売上原価	1,502,934	1,752,042
売上総利益	556,353	799,376
販売費及び一般管理費		
役員報酬	94,964	103,071
給料	123,654	149,297
賞与引当金繰入額	6,900	5,862
減価償却費	11,824	2,543
貸倒引当金繰入額	1,093	219
その他	266,279	327,539
販売費及び一般管理費合計	1,504,715	1,588,534
営業利益	51,637	210,842
営業外収益		
受取利息	1,107	1,129
助成金収入	18	-
為替差益	3,082	304
法人税等還付加算金	-	262
雑収入	-	211
その他	4	-
営業外収益合計	4,112	1,907
営業外費用		
支払利息	604	736
支払保証料	71	21
和解金	-	983
支払手数料	-	693
株式報酬費用消滅損	-	450
雑損失	352	142
営業外費用合計	1,028	3,027
経常利益	54,721	209,722
特別損失		
固定資産除却損	2,155	-
事務所移転費用	2,005	-
関係会社株式評価損	3,729	-
特別損失合計	9,453	-
税引前当期純利益	45,268	209,722
法人税、住民税及び事業税	6,823	59,539
法人税等調整額	14,905	4,632
法人税等合計	21,728	54,906
当期純利益	23,540	154,815

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)		当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		117,177	7.8	111,211	6.4
労務費		817,327	54.3	875,315	50.0
経費		116,106	7.7	120,997	6.9
外注費		453,945	30.2	641,589	36.7
当期総製造費用		1,504,556	100.0	1,749,113	100.0
期首仕掛品棚卸高		1,306		2,928	
合計		1,505,863		1,752,042	
期末仕掛品棚卸高		2,928		-	
当期製品製造原価		1,502,934		1,752,042	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別法による実際原価計算を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	145,683	144,683	45,873	190,556	571,555	571,555	107	907,688
当期変動額								
新株の発行								-
新株の発行（新株予約権の行使）	778	778		778				1,557
自己株式の取得								-
当期純利益					23,540	23,540		23,540
当期変動額合計	778	778	-	778	23,540	23,540	-	25,097
当期末残高	146,462	145,462	45,873	191,335	595,096	595,096	107	932,786

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,290	908,978
当期変動額		
新株の発行		-
新株の発行（新株予約権の行使）		1,557
自己株式の取得		-
当期純利益		23,540
当期変動額合計	-	25,097
当期末残高	1,290	934,076

当事業年度（自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
					繰越利益剰余金				
当期首残高	146,462	145,462	45,873	191,335	595,096	595,096	107	932,786	
当期変動額									
新株の発行	2,220	2,220		2,220				4,440	
新株の発行（新株予約権の行使）	8,532	8,532		8,532				17,065	
自己株式の取得							43,750	43,750	
当期純利益					154,815	154,815		154,815	
当期変動額合計	10,752	10,752	-	10,752	154,815	154,815	43,750	132,571	
当期末残高	157,215	156,215	45,873	202,088	749,912	749,912	43,857	1,065,357	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,290	934,076
当期変動額		
新株の発行		4,440
新株の発行（新株予約権の行使）		17,065
自己株式の取得		43,750
当期純利益		154,815
当期変動額合計	-	132,571
当期末残高	1,290	1,066,647

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) その他の棚卸資産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 3～5年（社内における利用可能期間）

商標権 10年

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えて、支給見込額の当期負担額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下のとおりであります。

(1) 請負契約に係る取引

システムの設計や開発といった履行義務を負い、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じ一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、開発期間がごく短い場合については顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。

(2) 準委任契約に係る取引

当社から提供されるコンサルティングサービスやSEサービスなどの役務提供に関し業務を遂行する履行義務を負い、契約期間にわたり収益を認識しております。

(3) ライセンス契約に係る取引

ライセンス料等のサービスを提供する履行義務を負い、契約期間にわたり収益を認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	11,933	16,566

会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結財務諸表の注記事項「(重要な会計上の見積り)繰延税金資産の回収可能性(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「販売費及び一般管理費」の「外注費」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「販売費及び一般管理費」の「外注費」に表示していた50,510千円、「その他」に表示していた215,768千円は、「その他」266,279千円として組み替えております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「連結財務諸表 注記事項(ストック・オプション等関係) 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上します。

(2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上します。

(権利確定日後の会計処理)

(3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替えます。

(4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上します。この会計処理は、当該失効が確定した期に行います。

(財務制限条項)

当社は株式会社りそな銀行と長期借入金契約を結んでおります。この契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合には、利息の割合が変更されることとなります。

各事業年度の決算期の末日における単体の純有利子負債EBITDA倍率が、一度でも10倍を超えた場合、もしくはマイナスの値となったとき。(ただし、純有利子負債がマイナスの値の場合を除く)

(貸借対照表関係)

- 1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行(前事業年度も2行)と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
当座貸越極度額	200,000千円	200,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	200,000	200,000

(損益計算書関係)

- 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
営業取引による取引高		
販売費及び一般管理費	2,759千円	2,521千円
営業取引以外の取引高	1,007	1,129

- 2 固定資産除却損の内容は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
工具、器具及び備品	155千円	-千円
計	155	-

- 3 関係会社株式評価損

前事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

関係会社株式評価損は、連結子会社であるDelivery International Thai Co.,Ltd.の財政状態を勘案し、株式に対する評価を見直した結果、7,292千円を特別損失に計上しております。

当事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(2023年7月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式2,047千円)は、市場価格のない株式等であることから、子会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度(2024年7月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式2,047千円)は、市場価格のない株式等であることから、子会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	970千円	5,142千円
未払事業所税	618	722
賞与引当金	12,742	11,615
貸倒引当金	714	478
減価償却超過額	0	-
資産除去債務	5,019	5,079
関係会社株式評価損	3,292	3,292
フリーレント	2,477	1,871
その他	612	749
小計	26,448	28,951
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	8,384	8,371
評価性引当額小計	8,384	8,371
繰延税金資産合計	18,064	20,579
繰延税金負債		
未収事業税	1,620	-
資産除去債務に対する除去費用	4,509	4,013
繰延税金負債合計	6,130	4,013
繰延税金資産の純額	11,933	16,566

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.52	0.57
租税特別措置法上の税額控除	3.19	5.39
住民税均等割額	1.90	0.41
評価性引当額の増減	16.18	0.01
その他	0.03	0.02
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.00	26.18

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	57,037	-	-	5,049	57,037	8,811
	工具、器具及び備品	67,128	15,094	-	14,789	82,222	53,237
	計	124,166	15,094	-	19,838	139,260	62,049
無形固定資産	商標権	590	-	-	58	590	241
	ソフトウェア	8,754	14,553	2,228	1,501	21,079	8,027
	ソフトウェア仮勘定	2,004	13,515	13,503	-	2,016	-
	計	11,348	28,068	15,731	1,560	23,685	8,269

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	ノートパソコンの取得	10,335千円
ソフトウェア	業務基幹システムの構築等による増加	13,380千円
ソフトウェア仮勘定	業務基幹システムの構築等による増加	13,515千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	業務基幹システムの構築等のソフトウェアへの振替	13,503千円
-----------	-------------------------	----------

3. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2,333	219	990	1,562
賞与引当金	33,407	31,377	33,407	31,377

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から7月31日までの1年
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年7月31日
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日 毎年7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.deliv.co.jp/contents/ir/pa.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度(第21期)(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)2023年10月30日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2023年10月30日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及びその確認書
(第22期第1四半期)(自 2023年8月1日 至 2023年10月31日)2023年12月14日関東財務局長に提出
(第22期第2四半期)(自 2023年11月1日 至 2024年1月31日)2024年3月14日関東財務局長に提出
(第22期第3四半期)(自 2024年2月1日 至 2024年4月30日)2024年6月14日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2023年10月30日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。
- (5) 自己株券買付状況報告書
報告期間(自 2024年3月1日 至 2024年3月31日)2024年4月1日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年10月30日

株式会社デリバリーコンサルティング

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島川 行正
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上原 啓輔
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デリバリーコンサルティングの2023年8月1日から2024年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デリバリーコンサルティング及び連結子会社の2024年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

準委任契約に係る収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、ITコンサルティング事業の提供、ソフトウェア開発等を中心として事業活動を展開している。</p> <p>注記事項（収益認識関係）に記載されているとおり、当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上高2,703,725千円のうち、一定の期間にわたり移転されるサービスが2,622,487千円と97%を占めており、その大部分が準委任契約に係る取引である。</p> <p>準委任契約に係る取引については、会社から提供されるコンサルティングサービスやSEサービスなどの役務提供に関し業務を遂行する履行義務を負い、契約期間にわたり収益を認識している。</p> <p>会社の収益全体に占める準委任契約に係る取引の重要性に鑑み、当監査法人は準委任契約に係る収益認識について、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、準委任契約に係る収益認識を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 準委任契約に係る収益認識に関連する内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・ 年間を通じ、収益及び原価の発生状況に関して一定の特性を示している取引及びサンプリングにより抽出した取引について、相手先の検収を受けた作業報告書等との突合を実施した。 ・ 案件別の売上高、粗利益及び粗利益率の通査を実施し、他の取引と比較して利益率が大きく乖離した状況がある場合には、会社担当者への質問等を実施し、取引の合理性を検証した。 ・ 売上債権について、期末日を基準日として残高が一定金額以上の相手先及びサンプリングにより抽出した相手先に対して残高確認を実施し、差異がある場合には当該差異理由の合理性を検証した。 ・ 会社が作成した売上債権の滞留状況を表す資料の正確性及び網羅性を検証するとともに、売上債権が約定どおり回収されていることを確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社デリバリーコンサルティングの2024年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社デリバリーコンサルティングが2024年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年10月30日

株式会社デリバリーコンサルティング

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島川 行正

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上原 啓輔

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デリバリーコンサルティングの2023年8月1日から2024年7月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デリバリーコンサルティングの2024年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

準委任契約に係る収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(準委任契約に係る収益認識)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。